令和７年度　第80回北設楽郡公共交通活性化協議会次第

日　時：令和７年６月１７日（火）
　　午後２時００分から
場　所：設楽町役場　議場

１．あいさつ

２．議　題

(1)　令和６年度実績報告について（協議事項）　（資料１）

(2)　地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）について（協議事項）
（資料２）

(3)　稲武線の見直し案について（協議事項）　（資料３）

(4)　支線バス「三沢線」のダイヤ改正について（協議事項）　（資料４）

(5) 新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画の変更について（協議事項）
（資料５）

(6)　田口新城線の最終便時間延長について（報告事項）　（資料６）

(7)　公共交通利用促進の取り組みについて（報告事項）　（資料７）

３．その他

・夏休み小学生50円バスの実施について　（報告資料1）

資料1

令和６年度事業報告

（１）会議

ア　協議会　４回開催（書面開催含む）

開催年月日	議題（協議及び報告事項）
（第 76 回） 令和 6 年 6 月 21 日	・役員の就任について（協議事項） ・令和５年度実績報告について(報告事項) ・運賃協議会規約の一部改正について(協議事項) ・地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）について(協議事項) ・自家用有償旅客運送の更新登録について(協議事項) ・田口新城線の路線変更等について(協議事項) ・おでかけ北設のダイヤ改正及び路線変更（バス停追加)、運賃体系の見直しについて(協議事項)
（第 77 回）書面 令和 6 年 8 月 23 日	・スクールバス混乗化に伴う自家用有償運送の登録変更について（協議事項) ・バス停名の変更について（報告事項)
（第 78 回） 令和 6 年 12 月 12 日	・計画評価について(協議事項) ・町営バス東栄設楽線の田口高乗入れについて(協議事項) ・町営バス稲武線の一部ダイヤ改正について(協議事項)
（第 79 回） 令和 7 年 3 月 13 日	・来年度事業について（協議事項) ・町営バス東栄設楽線の田口高校乗入れについて（報告事項)

運賃料金協議会　１回開催

開催年月日	議題（協議及び報告事項）
（第 1 回） 令和 6 年 7 月 8 日	・田口新城線の運賃について ・津具線の運賃について

イ　各町村分科会

・豊根村分科会：(1 回開催)

第 1 回　令和 6 年 6 月 3 日

（２）実施事業

別紙のとおり

令和　6　年度　事業進捗管理シート

事業名	年度当初計画（3 月）：具体的な実施事業内容・実施予定	中間報告（1 月）：実施状況・今後の見込	最終報告（6 月）	
			実施結果	考察・未実施の理由
Ⅰ-1　基幹バスの運行	継続運行	現状維持	現状維持	現状維持に努める
Ⅰ-2　支線バス・予約バスの運行	継続運行	・道の駅したらへの乗り入れ【三都橋豊邦線・設楽町】 10 月 1 日～実施 ・スクールバスと混乗化の実施【三都橋豊邦線・設楽町】 10 月 1 日～実施 【効果】：バス年度で算出 R6 年度（概算）：10,047 千円（経費）-212 千円（収入）＝21,227 千円 R7 年度見込み：6,698 千円（経費）-212 千円（収入）＝17,878 千円	・道の駅したらへの乗り入れ【三都橋豊邦線・設楽町】 10 月 1 日～実施 ・スクールバスと混乗化の実施【三都橋豊邦線・設楽町】 10 月 1 日～実施 【効果】バス年度で算出 R6 年度（概算）： 10,047 千円（経費）-212 千円（収入）＝21,227 千円 R7 年度見込み： 6,698 千円（経費）-212 千円（収入）＝17,878 千円 ・スクールバスの予約バス化を実施【桑原線・東栄町】 6 月 1 日～実施	今後も教育委員会（スクールバス）との連携を図り、運行の効率化に努める
Ⅰ-3　タクシーの運行	継続運行	・福祉タクシーの実施【設楽町・東栄町】 継続実施	福祉タクシーの実施【設楽町・東栄町】 継続実施	継続実施に努める
Ⅰ-4　バスサービスの評価と見直し	バス路線の見直し及びダイヤ改正（三都橋豊邦線・東栄設楽線・稲武線・豊根設楽線・津具線）	・道の駅したらへの乗り入れ【三都橋豊邦線・設楽町】 上記のとおり ・スクールバスと混乗化の実施【三都橋豊邦線・設楽町】 上記のとおり	・道の駅したらへの乗り入れ【三都橋豊邦線・設楽町】 上記のとおり ・スクールバスと混乗化の実施【三都橋豊邦線・設楽町】 上記のとおり	引き続き、他課との連携を強化し、運行の効率化に努める
Ⅱ-1　小中学生通学手段の提供	夏休み小学生 50 円バス事業への参加【東三河】 スクールバスの運行（設楽町） 路線バスの通学時乗り入れ（東栄町・豊根村）	・スクールバス・学輸バスの運行【設楽町・東栄町・豊根村】 継続実施 ・小中学生の無料乗車券配布【東栄町】 今年度実績（4/1～12/1）　東栄町 149 件	・スクールバス・学輸バスの運行【設楽町・東栄町・豊根村】 継続実施 ・小中学生の無料乗車券配布【東栄町】 今年度実績（4/1～3/31）　東栄町 149 件	継続実施に努める
Ⅱ-2　高校への通学手段の提供	田口高校生への通学費全額補助（設楽町）	・通学費補助制度の実施【設楽町・東栄町・豊根村】 今年度実績（4/1～3/1）設楽町 83 件・東栄町 47 件・豊根村 5 件	・通学費補助制度の実施【設楽町・東栄町・豊根村】 今年度実績（4/1～3/31）設楽町 121 件・東栄町 48 件・豊根村 5 件	継続実施に努める
Ⅱ-3　新高校一年生に向けた公共交通利用の促進	実施日未定	実施日未定	・中学生を対象としたバスイベント（3/28）【設楽町】　4 名参加	来年度以降も実施を検討
Ⅲ-1　高齢者の外出手段確保の取り組み	高齢者にむけた公共交通を利用してもらうための取組（バスの乗り方出前講座等）	・のってかっせ事業（津具地区のみ）の維持【設楽町】 今年度実績（4/1～11/30）　619 件 ・福祉移送サービスの継続【設楽町】 今年度実績（4/1～11/30）　773 件 ・福祉タクシー券交付事業の継続【東栄町】 今年度実績（4/1～10/31）　513 件 ・敬老等乗車券の交付【豊根村】 今年度実績（4/1～12/1）　1 件（新規交付のみ） ・がんばらマイカー事業の維持【豊根村】 今年度実績（4/1～10/31）　421 件 ・バスの乗り方出前講座【設楽町・東栄町・豊根村】 今年度実績（4/1～12/1）設楽町 0 件・東栄町 11 件・豊根村 0 件	・のってかっせ事業（津具地区のみ）の維持【設楽町】 今年度実績（4/1～3/31）　844 件 ・福祉移送サービスの継続【設楽町】 今年度実績（4/1～3/31）　1,064 件 ・福祉タクシー券交付事業の継続【東栄町】 今年度実績（4/1～3/31）　857 件 ・敬老等乗車券の交付【豊根村】 今年度実績（4/1～3/31）　1 件（新規交付のみ） ・がんばらマイカー事業の維持【豊根村】 今年度実績（4/1～3/31）　824 件 ・バスの乗り方出前講座【設楽町・東栄町・豊根村】 今年度実績（4/1～3/31）設楽町 2 件・東栄町 11 件・豊根村 0 件	潜在的なバス利用者はこの層にあると考える。利用促進事業（おでかけイベントの実施、出前講座）を積極的に実施し、利用を促す

Ⅲ-2　高齢者の交通事故防止と公共交通利用増に向けての取り組み	実施日未定	・乗車説明会の実施【三都橋豊邦地区・設楽町】 12 月 14 日実施予定 ・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 今年度実績（4/1～12/1）　6 回実施	・乗車説明会の実施【設楽町】 【12 月 14 日実施】三都橋地区・【2 月 20 日実施】津具地区 ・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 今年度実績（4/1～12/1）　6 回実施　参加者合計 45 名	町内で活動する介護予防団体に対して、バス利用を促す
Ⅲ-3　車両購入時に高齢者が利用しやすい車両の導入	車両購入時随時実施	令和６年未実施	令和６年未実施	路線の状況にあった車両がなかったため未実施
Ⅳ-1　田口新城線の活性化	田口新城線利用促進イベント（設楽ダム見学ツアー）	・設楽町役場へ路線延長【設楽町】 10 月 1 日～実施 ・住民周知チラシ作成【設楽町】 10/1　田口新城線住民周知チラシ作成 12/14　三橋豊邦線周知チラシ作成 ・交通系 IC カードの導入【設楽町・豊鉄バス】 令和 7 年 4 月 1 日～実施予定 ・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり	・設楽町役場へ路線延長【設楽町】 10 月 1 日～実施 ・住民周知チラシ作成【設楽町】 10/1　田口新城線住民周知チラシ作成 12/14　三橋豊邦線周知チラシ作成 ・交通系 IC カードの導入【設楽町・豊鉄バス】 令和 7 年 3 月 15 日～実施　【効果】：利便向上・乗車実績の把握 ・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり	来年度、ダイヤ改正を検討。運賃見直しや IC カード導入について、引き続き周知に努め利便向上を PR する
Ⅳ-2　JR 飯田線・高速バスと連携した利用促進	実施日未定	設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり	設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり	来年度以降も実施を検討
Ⅳ-3　公共交通を活用した利用プラン	路線バスの利用促進イベントの実施【東三河】 夏休み小学生 50 円バス事業への参加【東三河】	・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり ・夏休み 50 円バスの実施【東三河】 今年度実績　設楽町 61 件・東栄町　1 件・豊根村 405 件	・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり ・夏休み 50 円バスの実施【東三河】 今年度実績　設楽町 61 件・東栄町　1 件・豊根村 405 件	来年度以降も実施を検討
Ⅴ-1　公共交通に親しみを持ってもらう取組み	路線バスの利用促進イベントの実施【東三河】 夏休み小学生 50 円バス事業への参加【東三河】	・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり ・乗車説明会の実施【三都橋豊邦地区・設楽町】 上記のとおり ・夏休み 50 円バスの実施【東三河】 上記のとおり	・設楽ダム見学ツアーの実施（R5 継続）【設楽町】 上記のとおり ・乗車説明会の実施【三都橋豊邦地区・設楽町】 上記のとおり ・夏休み 50 円バスの実施【東三河】 上記のとおり	引き続き利用促進イベントを実施し、利用者増を図る
Ⅴ-2　バス停の魅力向上	実施日未定	実施日未定	実施日未定	R7 年度田口バス停改修予定
Ⅴ-3　沿線施設と連携したバス利用特典の実施	路線バスの利用促進イベントの実施【東三河】	路線バスの利用促進イベントの実施【東三河】　※（）応募件数 公共交通　ポスター（180 件）・川柳（414 件）の募集	路線バスの利用促進イベントの実施【東三河】　※（）応募件数 公共交通　ポスター（180 件）・川柳（414 件）の募集	東三河協議会で検討・実施
Ⅵ-1　GTFS データを活用した情報化推進	GTFS データの活用、おでかけ北設 HP に掲載	・おでかけ北設路線の GTFS データの整備【設楽町・東栄町・豊根村】 令和 6 年 3 月～実施	・おでかけ北設路線の GTFS データの整備【設楽町・東栄町・豊根村】 令和 6 年 3 月～実施	継続的に実施する
Ⅵ-2　おでかけ北設 HP の見直し	おでかけ北設 HP の刷新	実施日未定	実施日未定	令和 7 年度実施予定
Ⅶ-1　運転手の確保に向けた取り組みの実施	随時報告	実施日未定	実施日未定	令和 7 年度実施予定
Ⅶ-2　将来に向けた持続可能な運営体制確立	随時報告	実施日未定	実施日未定	令和 7 年度実施予定

令和6年度 北設楽郡公共交通活性化協議会決算書(案)

収入額	1,742,123 円
支出額	1,742,123 円
差引額	0 円

【収　　入】

科　　目	当初予算額 A	補正予算額 B		現計予算額 C＝A+B	収入済額 D	差引残額 E＝C-D
1-1-1　負担金	2,262,000	0		2,262,000	1,741,875	520,125
2　補助金	0	0		0	0	0
3　諸収入	1,000	0		1,000	248	752
合　計	2,263,000	0		2,263,000	1,742,123	520,877

【支　　出】

科　　目	当初予算額 A	補正予算額 B	流充用額 C	現計予算額 D＝A+B+C	支出済額 E	差引残額 F＝D－E
1　会議費	578,000	0	0	578,000	264,233	313,767
1-1-8　報償費	547,000	0	0	547,000	260,410	286,590
1-1-9　旅費	0	0	0	0	0	0
1-1-11　需用費	31,000	0	0	31,000	3,823	27,177
1-1-13　委託料	0	0	0	0	0	0
2　事務費	387,000	0	0	387,000	157,890	229,110
1-1-9　旅費	0	0	0	0	24,130	△ 24,130
1-1-11　需用費	357,000	0	0	357,000	126,500	230,500
1-1-12　役務費	30,000	0	0	30,000	7,260	22,740
3　事業費	1,296,000			1,296,000	1,320,000	△ 24,000
1-1-13　委託料	110,000	0	0	110,000	134,200	△ 24,200
1-1-13　委託料	1,186,000	0	0	1,186,000	1,185,800	200
5　予備費	1,000	0	0	1,000	0	1,000
合　計	2,262,000	0	0	2,262,000	1,742,123	519,877

令和 6 年度北設楽郡公共交通活性化協議会の決算について、諸帳簿及び証拠書類を監査したところ、いずれも適正に執行されていることを認める。

令和7年 6月2日

北設楽郡公共交通活性化協議会

監　事　愛知県立田口高等学校 校長

峯田 絵美子

監　事　愛知県東三河総局
新城設楽振興事務所 所長

長谷川 勝春

（別紙）中部運輸局二次評価結果 令和7年3月27日付け中運交企第１６３号通知

自治体・協議会名	北設楽郡公共交通活性化協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

・例年実施している「夏休み小学生50円バス」に加え「公共交通をつかったオリジナルツアーの募集」を実施するなど、東三河8市町村及び交通事業者と連携し、地域公共交通の利用促進に資する取組を継続的に行っていることを評価します。
また、東三河地域MaaSの実証実験など、東三河8市町村及び交通事業者と連携して公共交通の利便性向上に向けた取組を実施していることを評価します。
・地域間幹線系統（田口新城線）の再編を中心とする地域公共交通利便増進実施計画を北設楽郡・関係者と連携して作成し、既存の公共交通との調整も図りながら、地域公共交通の確保維持に努められたことを評価します。
・路線バスとスクールバスの混乗化について、事業者の負担を考慮した効率的な運行を実施することで地位公共交通の確保維持を図ったことを評価します。
・予約バス運行のダイヤ変更やバスの利用方法周知のための出前講座、その他、各種事業を実施し、高齢者の外出手段確保のため様々な事業に取り組まれていることを確認しました。

期待する取組

・引き続き、広域の市町村及び交通事業者と連携し、公共交通の利用促進や利便性・持続性の向上に繋がる取組が継続されることを期待します。
・路線カルテも活用し路線ごとの利用状況等を把握し、必要に応じ対策を講じる等、令和6年3月に策定した地域公共交通計画に基づき、適切にPDCAサイクルを機能させ、よりよい公共交通を目指されることを期待します。
・現在実施中の新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画による取組のほか、北設楽郡内・新城市ほか周辺地域とも連携し、今後も引き続き地域全体の公共交通の利便性向上と利用促進につながる施策に取り組むことを期待します。

資料2

地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）について

○地域内フィーダー系統補助とは

地域間幹線（田口新城線）及び駅（東栄駅）と接続をするバス交通・デマンド交通の運行のうち、欠損額の最大１／２を国が補助する制度

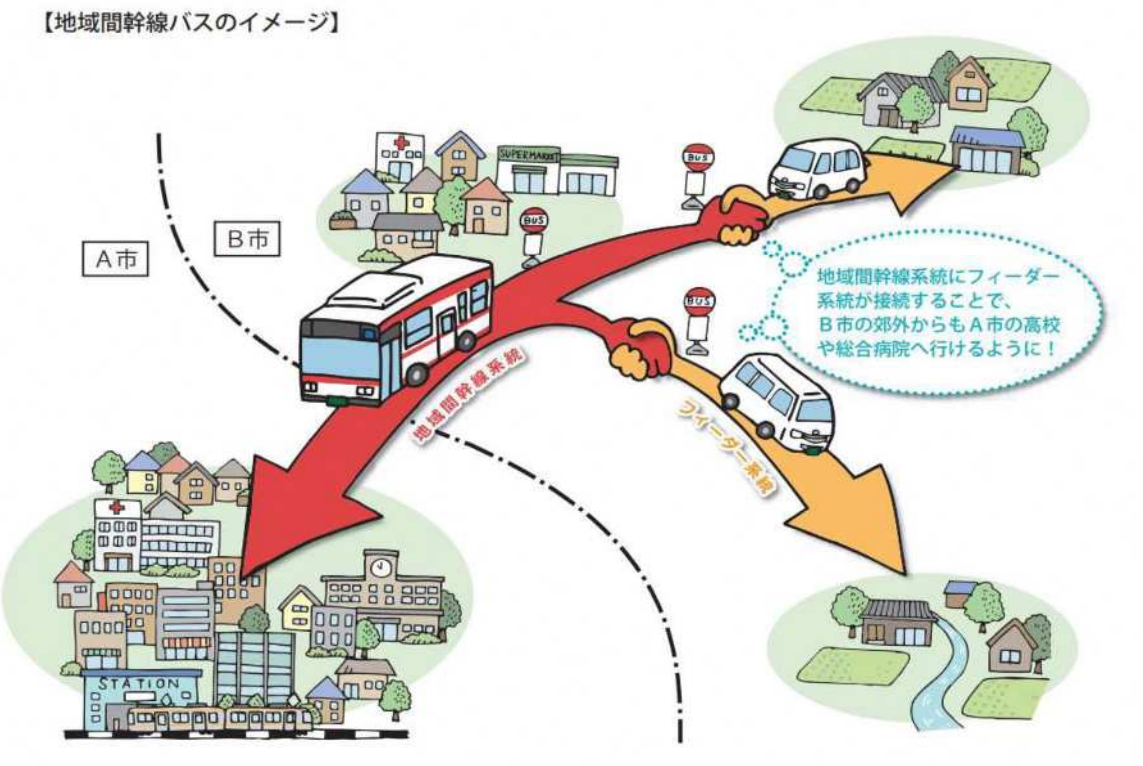

【主な補助要件】

・市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載されていること

・自動車運送業者（般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者など）による運行であること

・経常赤字であること

○車両購入に係る補助とは

厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援するもの。

【主な補助要件】

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの

・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの

○補助対象路線（北設楽郡地域公共交通計画抜粋）

地域公共交通確保維持事業の補助対象路線一覧

系統名	起点	経由地	終点	役割・必要性	実施主体※1	補助区分※2
東栄設楽線	東栄町役場前	引田	田口	・東栄町中心部と設楽町中心部の間を運行。郡内唯一の高校である田口高校への通学や東栄診療所・東栄保健福祉センターへの通院及び小・中学生のスクールバスとしての役割を担う	①②	②
	本郷	市場	田口			
	田口	新和市	向嶋			
	田口	新和市	向嶋			
豊根東栄線	日向	布川	本郷	・豊根村中心地域と東栄町中心地域を経由してJR飯田線東栄駅との間を運行。高齢者の通院・買物などの移動手段や、郡外高校への通学手段となっている	②③	
	日向	小林	東栄駅前			
	東栄駅前	粟代	豊根村役場前			
	豊根村役場前	東栄診療所(往)・とうえい温泉(復)	東栄駅前			
	豊根村役場前	倉平(往)・本郷(復)	東栄駅前			
東栄まちなか線	東栄町役場前	本郷	東栄駅前	・東栄町中心地域とJR飯田線東栄駅との間を運行する路線で、JR飯田線東栄駅と結節しているため、町外への通学や、通院、買い物に利用。東栄診療所への通院や、東栄小・中学校への通学の役割を担う	②	
	とうえい温泉前	本郷	東栄駅前			
	東栄駅前	本郷	東栄町役場前			
	本郷	東栄診療所前	東栄駅前			
稲武線	田口	川向	どんぐりの湯	・豊田市稲武地区と設楽町中心部との間を運行。設楽町北部の名倉地区から田口高校への通学、隣接する豊田市足助高校へ通学するために利用。	①	
豊根設楽線	豊根村役場前	下津具	田口高校前	・豊根村から田口高校へ通学する手段を確保	③	
	豊根村役場前	豊根村診療所前	下津具			
	豊根村役場前	金越	下津具			
宇連長江線	設楽宇連	大名倉	田口	・宇連・大名倉・裏谷・松戸・天堤・長江・奴田・小松・荒尾地区と設楽町中心部との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として必要である。	①	
三都橋豊邦線	設楽中	栗島	桑平	・小塩・清崎・田内・キビウ・田峯・豊邦・西川・三都橋・竹島地区と設楽町中心部との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として、また、小学生・中学生の通学の足として利用	①	②

※1実施主体：①…設楽町　②…東栄町　③…豊根村　　※2補助区分：②…地域内フィーダー系統補助

※その他、東栄設楽線、豊根東栄線、東栄まちなか線では、車両減価償却費等国庫補助金を活用。

おでかけ北設　路線一覧

設楽町	東栄町	豊根村	豊鉄バス	路線	区間	主な施設	運行回数 往復 ( )内は予約バス 平日	土曜日	日祝	国補助	県補助	令和6年度実績 年間利用者数	1回あたり利用者数	一人あたりの輸送コスト
基幹バス														
○				1.東栄設楽線	本郷～神田～田口	田口高校、東栄町役場、東栄診	3,(2)	3,(2)	0	フィーダー	過疎バス	4,966人	2.9人	1,930円
	○						3	0,(3)	0	フィーダー	過疎バス			
	○			2.豊根東栄線	東栄駅前・本郷～布川～豊根村役場前	東栄駅、東栄診療所、とうえい温泉、東栄町役場、豊根村役場	4	0	0	フィーダー	過疎バス	12,461人	6.4人	1,712円
		○					4	0	0	フィーダー	過疎バス			
	○			3.東栄まちなか線	東栄駅前～本郷～まちなか（中設楽、診療所、温泉）	東栄駅、東栄診療所、とうえい温泉、東栄町役場	8.5	6	6	フィーダー	過疎バス	14,195人	5.1人	1,067円
○				4.稲武線	田口～稲武～どんぐりの湯	どんぐりの湯	5	5	0	フィーダー	過疎バス	4,627人	3.9人	3,247円
○				5.豊根設楽線	田口高校前・下津具～豊根村役場前	田口高校、豊根村役場	7	5	0	フィーダー	過疎バス	3,190人	1.9人	4,517円
					豊根村診療所前～豊根村役場前～大立	豊根村役場	0,(2)	0	0		過疎バス			
			○	6.津具線	田口～下津具	田口高校、設楽町役場	5	4	4		過疎バス	4,883人	2.9人	4,335円
			○	7.田口新城線	新城富永・新城病院前～本長篠駅前～田口・設楽町役場	新城市民病院、有教館高校、本長篠駅、設楽町役場	10	7	7	地域間幹線		47,187人		
支線バス・予約バス														
○				R1.宇連長江線（予約バス）	設楽宇連～大名倉～田口		1.5	1.5	0	フィーダー	過疎バス			
					田口～天堤		0,(2.5)	0,(2.5)	0					
○				R2.三都橋豊邦線	設楽中・田口～栗島～桑平	道の駅したら	3.5,(1.5)	3.5,(1.5)	0	フィーダー	過疎バス	1,260人	2.2人	7,804円
	○			東栄町予約バス							過疎バス			
		○		N1.坂宇場線	豊根中村～豊根村役場前	豊根村役場、診療所	3,(1)	0	0		過疎バス	7,957人	10.9人	817円
		○		N2.三沢線	山内～豊根村役場前	豊根村役場、診療所	3,(1)	0	0		過疎バス	8,460人	11.6人	799円
		○		N3.富山線	漆島～大嵐駅	大嵐駅、富山支所	9,(7.5)	0	0		過疎バス	2,109人	0.9人	3,176円

別紙

令和７年６月30日
（名称）北設楽郡公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（１）目的：「この地に暮らしたい」想いを支えるおでかけ環境を創り・守り・育てることの実現

愛知県北設楽郡3町村（設楽町、東栄町及び豊根村）は愛知県北東部の中山間地域に位置し、長野県及び静岡県と県境で接している。

地域の状況は、県域の約１割（553.2k㎡）の面積を有し、そのうち約9割を山林が占め集落が点在している。人口は県全体の１%にも満たない状況（8,396人：R2国勢調査）であり、H27に比べ約13%減少している。また、高齢化率は北設楽郡で約51%（R2国勢調査）となり、全国市町村平均約28%及び県内市町村平均約25%を大きく上回る。

北設楽郡3町村は、平成21年3月に北設楽郡公共交通活性化協議会を共同で設置し、この地域の共通課題である安心して住み続けられるための「生活を支え、安心を提供する公共交通」の仕組み作りに取り組み、平成24年度から、広域的な公共交通網の確立を目指す、北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」を構築した。

おでかけ北設の主な役割は、①「域内の拠点から郡内及び郡外への足の確保」、②「各集落から地域内の拠点への足の確保」及びそれらの一体的な連携運行である。

①の役割を担う路線として、基幹バスの東栄設楽線、豊根東栄線、東栄まちなか線、稲武線、豊根設楽線及び津具線の6幹線を運行し、津具線以外の5幹線が本事業の補助対象路線となっている。

②の役割を担う路線として、三都橋豊邦線、宇連長江線、御園線、薗目線、振草線、三ツ組・三輪線、桑原線、坂宇場線、三沢線、富山線の9支線が路線不定期、及び予約（デマンド）バスとして運行し、このうち三都橋豊邦線、宇連長江線が本事業の補助対象路線となっている。

このように路線別に求められる役割を明確にし、3町村で相互乗り入れによる連携を促進したことにより、限りある資源を有効活用した効率的な運行及び利用者の利便性向上に繋がっている。

こうした取り組みにより、郡内医療機関への通院や、郡内唯一の高校である田口高校への自宅通学が可能となった。また、豊鉄バス田口新城線やJR飯田線との結節を行うことで、郡外への通院や通学の利便性が向上しただけでなく、地域に住む子供たちにとって進学の選択肢が拡大するなど、安心して住み続けられ、地域を支える公共交通としての成果が現れている。

しかしながら、急激な人口減少や少子高齢化によって、近い将来、住民生活を営む集落機能の維持ができなくなる可能性があるなどの影響が懸念される。これらの課題に対し、各町村のまちづくり施策と協調し、地域公共交通確保維持事業に継続して取り組んでいくことを目的とする。

また、これら北設楽郡の公共交通は、これまで連携は取りつつも独立して運営を行ってきた。しかし、近年では運転手確保の困難さなどによって、従来のサービスを単独で継続していくことが困難となりつつある。

このため、今後も持続可能な公共交通サービスを維持するために、運営体制の統合・一元化を含めたあらゆる可能性について検討することが必要であり、各種の検討・調整を行い、新たな運営体制への移行を目指す。

（２）路線別の必要性

対象路線名	必要性
東栄設楽線 （設楽町・東栄町）	・東栄町中心部の本郷地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・郡内唯一の高校である田口高校への通学や東栄診療所・東栄保健福祉センターへの通院及び小・中学生のスクールバスとしての役割を担う ・車を持たない高齢者の買い物利用などの生活路線としての役割を担う
豊根東栄線 （東栄町・豊根村）	・豊根村中心地域と東栄町中心地域を経由してＪＲ飯田線東栄駅との間を運行し、東栄診療所を経由 ・東栄町・豊根村の高齢者の通院・買物などの移動手段や、郡外高校への通学手段となっている
東栄まちなか線 （東栄町）	・東栄町中心地域とＪＲ飯田線東栄駅との間を運行する路線 ・ＪＲ飯田線東栄駅と結節しているため、佐久間・新城方面の高校への通学や、町外病院への通院、町外への買い物等に出かけるために不可欠 ・東栄診療所への通院や、東栄小・中学校への通学の役割を担う
稲武線 （設楽町）	・豊田市稲武地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・設楽町北部の名倉地区から田口高校への通学、隣接する豊田市足助高校へ通学するために不可欠 ・田口地区や豊田市内への通院利用もあり、豊鉄バス田口新城線（地域間幹線）と結節することで新城方面への移動手段としても必要
豊根設楽線 （豊根村）	・豊根村から田口高校へ通学する手段を確保 ・豊鉄バス田口新城線（地域間幹線）と結節することで新城方面への移動手段としても必要
宇連長江線 （設楽町）	・宇連・大名倉・裏谷・松戸・天堤・長江・奴田・小松・荒尾地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として必要
三都橋豊邦線 （設楽町）	・小塩・清崎・田内・キビウ・田峯・豊邦・西川・三都橋・竹島地区と設楽町中心部の田口地区との間を運行 ・車を持たない高齢者の通院や買い物のための移動手段として、また、小学生・中学生の通学の足として利用

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

［路線別１回あたりの利用者数の維持］

北設楽郡地域公共交通計画に掲げる路線別事業評価のうち、路線別１回（＝1 往復）あたりの利用者数を指標とし、当該年度の前年度実績数値（令和６年度）の維持を３ヶ年の目標とする。

また、前年度数値との増減要因及び経年変化を分析・把握し次年度以降の事業改善に活用する。

【補助対象路線】　　単位：人

路線名（基幹バス）	R7	R8	R9	路線名（基幹バス）	R7	R8	R9
1. 東栄設楽線	2.9	2.9	2.9	R2. 三都橋豊邦線（設楽町）	2.2	2.2	2.2
2. 豊根東栄線	6.4	6.4	6.4				
3. 東栄まちなか線（東栄町）	5.1	5.1	5.1				
4. 稲武線（設楽町）	3.9	3.9	3.9				
5. 豊根設楽線（豊根村）	1.9	1.9	1.9				

※令和６年度（R5.10～R6.9）数値

【参考：補助対象外路線】　　単位：人

路線名（基幹バス）	R7	R8	R9	路線名（支線バス）	R7	R8	R9
⑥津具線	2.9	2.9	2.9	N1.坂宇場線（豊根村）	10.9	10.9	10.9
				N2.三沢線（豊根村）	11.6	11.6	11.6
				N3.富山線（豊根村）	0.9	0.9	0.9

※令和６年度（R5.10～R6.9）数値

（２）事業の効果

北設楽郡３町村が共通の目標を掲げ、連携・協力し、本計画に基づく事業を継続的に実施することにより、町村を跨いだ相互乗り入れや、町村営バスとＪＲ飯田線・民営バスとの乗り継ぎに伴う郡外へのアクセス手段を確保する。これによって、郡内のおでかけ環境の充実を図り、「生活を支える足」（通学、通院及び買い物）を維持することが、本地域内における「生活の質の保障」の提供に繋がる。

特に乗り入れ運行による郡内唯一の田口高校への郡内各地からの通学の確保は、郡内在住の生徒にとって安心・安全で利便性が高い移動手段となり、各町村の定期補助施策と合わせ家族の経済的負担の軽減に寄与する。

北設楽郡内の地域公共交通の利用は、小中学生、高校生の通学利用と、高齢者の通院や買い物の利用が主であり、人口減少、少子高齢化によって増加に転じる可能性は乏しいと言わざるを得ない。こうした中で、これまで地域公共交通を利用しなかった新たな利用者の確保に取り組むことで、地域公共交通の収入を向上させるとともに、地域の消費活動を刺激することで、経済活動と地域の活性化（仕事・商売が成立ち、雇用が生まれる）につなげる必要がある。

そのために、郡内の住民を対象とした公共交通によるおでかけのきっかけづくりの取り組みとともに、郡外からの来訪者を増やすための取り組みを行う。

今後も「この地域で暮らしたいと思う人が暮らせる地域」であるために、また、「暮らすのを諦めなくていい」想いに応えるため、北設楽郡公共交通システム「おでかけ北設」の運行で支えていきたい。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標を達成するために以下のような具体的施策を実施する。

町村名	事業内容　※カッコ内は連携機関等
3 町村	・田口新城線のダイヤ改正及びＪＲ飯田線ダイヤ改正を反映したおでかけ北設ダイヤ改正（JR 東海、豊鉄バス） ・東三河地域公共交通活性化協議会事業との連携（夏休み小学生 50 円バス、公共交通利用促進事業）
設楽町	・効率的なバス路線運行を行うための取組（田口高校、地元地区、交通事業者） ・田口新城線の利用促進（豊鉄バス、新城市） ・定期券補助の継続（豊鉄バス） ・バス待合環境の改善 ・設楽ダム建設に伴う、付替え道路に対する路線変更及びバス停位置の変更検討
東栄町	・公共交通網の見直し検討（地元地区、交通事業者） ・小中学生無料乗車券の配布、高校生通学費補助の継続 ・福祉タクシー券の交付 ・町内事業者やおいでん家支援員を活用した公共交通利用方法の浸透 ・バス利用者特典の継続（沿線施設）
豊根村	・公共交通網の見直し検討（地元地区、交通事業者） ・保育園児及び小中学生通学乗車券の配布、高校生通学費補助の継続 ・敬老等乗車券の配布 ・観光利用の促進（JR 東海） ・バス利用者特典の継続（沿線施設）

上記以外の取組みとして、広報誌やホームページによる情報提供、バス運行に係る情報化の推進など、北設楽郡地域公共交通計画に基づく各種事業を実施する。

また、本計画対象路線と結節する地域間幹線系統である田口新城線の維持・活性化については、愛知県、新城市、設楽町及び運行事業者で組織する田口新城線活性化検討会にて協議を行い、利用促進に向けた取組みを継続して進めていく。

なお、事業の進捗状況については、別途、公共交通計画に定める事業進捗管理シート、各路線の状況については路線カルテ様式により振り返るとともに、次年度以降の事業実施において改善が図られるよう活用する。

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表１を添付

①路線図
（別添「総合時刻表」のとおり）
②予定している時刻表・運行期間
（別添「総合時刻表」のとおり）
③運行事業者が実施する運転手健康状態等の把握及び運行前の管理体制について

町村名	健康・疲労等の確認方法	飲酒・酒気帯びの確認方法	台帳整備の有無
設楽町	始業前の点呼時に確認	始業前点呼及び終業後にアルコール検知器で確認	有
東栄町	乗務員点呼の際確認している。 ・運転士からの申告 ・身体の異常の有無確認	乗務員点呼の際確認している。 ・飲酒検知器による確認	有
豊根村	運行管理者又は補助者において点呼時に確認	始業・終業点呼時にアルコール検知器にて確認	有

④運行予定者は、設楽町及び東栄町が委託、豊根村が直営である。いずれも、価格のみの判断でなく、運行管理体制の充実や安全対策等総合的に判断し、運行予定者を決定している。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

町村は、運行経費から国庫補助額、県費補助額及び運行収入を控除した額を負担している。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

・各町村利用状況調査（運行事業者へ運行記録等の聞取り）
・住民ヒアリング（住民懇談会実施時等）

７．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
【東栄町】 町営バスの運行路線は山間部であり、路面状況が決して良好でない道路を運行するため、車両の老朽化が顕著である。そのため、走行中の不具合や故障の減少と燃費改善のため、「東栄まちなか線」、「東栄設楽線」、「豊根東栄線」の車両定期的更新を行うことが運行の安全性・継続性を担保する上で欠かせない。 【豊根村】 村営バスの運行路線は山間部であり、路面状況が決して良好でない道路を運行するため、車両の老朽化が顕著である。そのため、走行中の不具合や故障の減少と燃費改善のため、「豊根東栄線」、「豊根設楽線」の車両定期的更新を行うことが運行の安全性・継続性を担保する上で欠かせない。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

【東栄町】令和３年度　「東栄設楽線」小型車両 14 人乗　１台　（R3.2 更新）
令和４年度　「東栄まちなか線」　小型車両 29 人乗　１台　（R4.2 更新）
令和７年度　「豊根東栄線」　小型車両 29 人乗　１台（R7.1 更新）

【豊根村】令和３年度「豊根東栄線」　小型車両 28 人乗　１台　（R3.9 更新）
令和５年度「豊根設楽線」　小型車両 24 人乗　１台　（R5.9 更新）

（２）事業の効果

定期的に車両更新を実施し、老朽車両の入替えを行う事で車両の不具合や故障が減り、より安全な運行が可能となる。また、新車両の燃費改善による運行経費の削減が期待される。
こうした町村営バスの安全性・継続性が担保されることは、郡内唯一の高校である田口高校への通学が可能になるなど、町村内のどの集落からも利用可能な公共交通を安定的に確保し、住民の生活維持に大きな役割を果たすことにつながっている。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

【東栄町】令和８年度　購入車両減価償却費補助対象継続「表６」

【豊根村】令和８年度　購入車両減価償却費補助対象継続「表６」

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

別紙

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和 6 年 1 月 12 日　第 74 回北設楽郡公共交通活性化協議会において、北設楽郡地域公共交通計画案及び利便増進実施計画案について協議を実施 ・令和 6 年 3 月 19 日　第 75 回北設楽郡公共交通活性化協議会において、地域公共交通計画最終案について及び、利便増進実施計画案について協議を実施 ・令和 6 年 6 月 21 日　第 76 回北設楽郡公共交通活性化協議会において、令和５年度実績報告について、地域公共交通確保維持事業（フィーダー系統）について、おでかけ北設のダイヤ改正及び路線変更（バス停追加）、運賃体系の見直しについて、等協議を実施 ・令和 6 年 8 月 23 日　第 77 回北設楽郡公共交通活性化協議会（書面）において、スクールバス混乗化に伴う自家用有償運送の登録変更について協議を実施 ・令和 6 年 12 月 12 日　第 78 回北設楽郡公共交通活性化協議会において、計画評価について、町営バス東栄設楽線の田口高乗入れについて、町営バス稲武線の一部ダイヤ改正について協議を実施 ・令和 7 年 3 月 13 日　第 79 回北設楽郡公共交通活性化協議会において、来年度事業について、町営バス東栄設楽線の田口高校乗入れについて協議を実施
19. 利用者等の意見の反映状況
・自家用有償運送事業者（ドライバー）について、ヒアリングを実施し運行に反映。 ・住民要望により、バス乗車説明会を実施。（設楽町・津具地区） ・おいでん家を活用した出前講座の実施（東栄町・11 地区）

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地
（所　属）北設楽郡公共交通活性化協議会
（設楽町役場企生活課内）
（氏　名）北口　達也
（電　話）0536-62-0522
（e-mail）seikatsu@town.shitara.lg.jp

協議事項　おでかけ北設　稲武線の運行見直しについて

【報告の概要】

項　　目	内　　容
対象路線	おでかけ北設　稲武線
事業主体	設楽町
報告内容	名倉地区（設楽町）から豊田市方面への通学環境を整えるため、どんぐりの湯前発のおいでんバス（快速）6：53 分発及び足助病院行き 6：46 分発に接続する便を追加する。
運行回数	予約状況に応じて運行（予約バス）
運行形態	道路運送法 79 条（交通空白地有償運送）
運行区域	設楽町名倉地区及び豊田市稲武地区：24.1 ㎞
運 行 日	平日・土曜日運行（日・祝、12 月 29 日～1 月 3 日運休）
運　　賃	200 円～500 円
運行車両	ニッサン・セレナ（8 人乗り）
実施時期	令和 7 年 9 月 1 日

【変更理由】

現状ダイヤで、第 1 便（①）で接続はできているが約 40 分の待ち時間がある。
通学利用を想定したとき、毎朝 40 分の待ち時間は現実的ではない。この問題を解消するため、見直し案を提示するもの。

【稲武線ダイヤ】

便名 / バス停名	①
田口	5:30
どんぐりの湯前	6:10

【おいでんバスダイヤ】

どんぐりの湯前（発）	6:46 快速6:53
足助病院（着）	7:33 —
豊田市（着）	— 快速8:11

【見直し案】

令和 7 年 4 月 1 日から運行を開始した「スクールバス駒ヶ原」を活用し、スクールバスとして運行する前に「稲武線」として運行することで、おいでんバスとの接続にスムーズな時間帯での運行を行う。

【稲武線ダイヤ】

便名 / バス停名	
田口	6:00
どんぐりの湯前	6:40

【おいでんバスダイヤ】

どんぐりの湯前（発）	6:46 快速6:53
足助病院（着）	7:33 —
豊田市（着）	— 快速8:11

【運行の流れ】

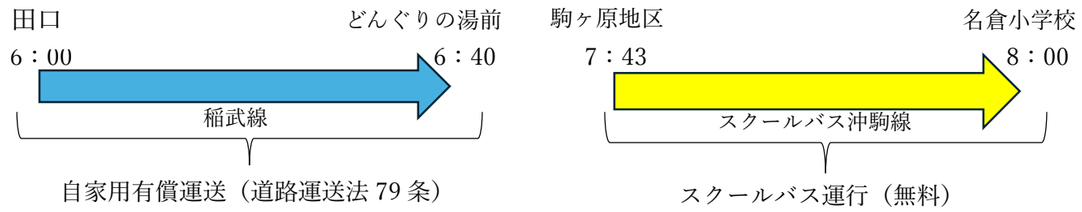

【路線図】

【予約ダイヤ】

便名 / バス停名	
田口	6:00
設楽警察署前	6:01
栄町	6:02
太田口	6:03
小松口	6:05
添沢	6:06
奴田口	6:07
川向公会堂前	6:08
中川向	6:10
川向	6:11
長沢	6:16
峠	6:17
名大設楽前	6:18
名倉大桑	6:19
大平	6:20
名倉局前	6:21

神子谷下	‖
市之瀬	‖
神子谷下	‖
下林	6:22
名倉小学校前	6:23
湯谷	6:24
貝津田	6:25
川口	6:26
森田橋	6:27
清水	6:28
駒ヶ原口	6:30
下山	6:31
桜橋	6:33
中当	6:34
横川	6:36
大井平公園前	6:37
稲武	6:38
どんぐりの湯前	6:40

【三角表】

				どんぐりの湯前
			下山	200
		峠	200	400
	太田口	200	300	500
田口	200	200	300	500

～おでかけ北設・稲武線～ 豊田市方面へのアクセスがよりスムーズになります！

【改善される点】

①田口発の朝便に、6時の便が追加されます！
②待ち時間が、約50分→約10分に！！

「おいでんバス」への乗り換えがスムーズになり、利用しやすくなりました！！！

田口　　どんぐりの湯前

６：００発　　６：４０着

ココに追加！！

田口	5:30	7:00	12:30
どんぐりの湯前	6:10	7:40	13:10

※予約バスでの運行となります。
ご利用には事前予約が必要です。
詳しくは、「設楽町生活課」までお問い合わせください。

お問い合わせ　☎0536-62-0522

【稲武線ダイヤ】

便名 / バス停名	
田口	6:00
設楽警察署前	6:01
栄町	6:02
太田口	6:03
小松口	6:05
添沢	6:06
奴田口	6:07
川向公会堂前	6:08
中川向	6:10
川向	6:11
長沢	6:16
峠	6:17
名大設楽前	6:18
名倉大桑	6:19
大平	6:20
名倉局前	6:21
神子谷下	‖
市之瀬	‖
神子谷下	‖
下林	6:22
名倉小学校前	6:23
湯谷	6:24
貝津田	6:25
川口	6:26
森田橋	6:27
清水	6:28
駒ヶ原口	6:30
下山	6:31
桜橋	6:33
中当	6:34
横川	6:36
大井平公園前	6:37
稲武	6:38
どんぐりの湯前	6:40

豊田市方面への通勤・通学にご利用下さい。

乗り継ぎ

【おいでんバスダイヤ】

どんぐりの湯前（発）	6：46 快速6：53
足助病院（着）	7：33
豊田市（着）	快速8：11

様式第１－４号

令和７年６月３０日

中部運輸局　愛知運輸支局長　殿
指定都道府県等の長　殿

名　　称　愛知県北設楽郡設楽町
住　　所　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前１４番地
代表者の氏名　北設楽郡設楽町長　　土屋　浩

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第７９条の７及び同法施行規則第５１条の１３の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
名　称　　愛知県北設楽郡設楽町
住　所　　愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前１４番地
代表者　　北設楽郡設楽町長　　土屋　浩

２．登録番号
中 愛 市 交　第 ５ 号

３．自家用有償旅客運送の種別
交通空白地有償運送

４．変更した事項

(1)　名称、住所、代表者の氏名
変更なし

(2)　自家用有償旅客運送の種別
変更なし

(3) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		保有区分	バ ス	普通自動車 （軽）	合　計
新		保有	５	７ （０）	１２

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="5"></td><td></td><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">持込</td><td></td><td>※</td><td>（　）</td><td>※
（　）</td><td></td><td>※</td></tr>
<tr><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">５</td><td colspan="2">７
（０）</td><td>１２</td></tr>
<tr><td rowspan="7">旧</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="2">保有</td><td colspan="2">４</td><td colspan="2">６
（０）</td><td>１０</td></tr>
<tr><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">持込</td><td></td><td>※</td><td>（　）</td><td>※
（　）</td><td></td><td>※</td></tr>
<tr><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td>自動運行</td><td>特定自動運行</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">４</td><td colspan="2">６
（０）</td><td>１０</td></tr>
</table>

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること
自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記載すること

(4)運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

変更なし

(5) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

変更なし

５．変更をした日

令和７年９月１日

資料4

支線バス「三沢線」のダイヤ改正について

１　改正理由

三沢線の登下校時の時間短縮と乗り継ぎの利便性向上のための改正

三沢線の登下校時の時間短縮と乗り継ぎの利便性向上のため、令和２年４月に移設した「牧野口」バス停留所を令和２年３月までの場所に移設し、併せて全便の運行ダイヤを一部改正する。

「牧野口」⇒　現行バス停から 700m短縮した位置へ移設・運行距離変更

三沢線　運行距離　31.9km　⇒ 30.4km

三沢線　①　豊根村役場前　6:29 発　⇒　6:33
　　(予約) 牧　野　口　11:24 発　⇒ 11:22
　　②　牧　野　口　16:11 発　⇒ 16:09
　　③　牧　野　口　17:56 発　⇒ 17:54

２　変更日
　令和７年１０月１日

３　変更後の運行ダイヤ
　別紙　資料

【参考】関係地区（牧野組）との協議・調整経過

・令和６年１２月
　牧野組（組長　伊藤 実 氏）に対し、三沢線牧野口バス停を集落内から従前の位置に戻すことについての組内協議を依頼

・令和７年１月
　牧野組長より回答。牧野口バス停を従前の位置に戻すことについては了承する。
　ただし、令和７年度当初からではなく、緩和期間を６か月間設け、令和７年１０月からのバス停移設としていただきたいとの回答。

以上の協議・調整経過を踏まえ、令和７年１０月１日から牧野口バス停を移設することとした。

三沢線バス停留所の移設

令和7年10月1日改正予定

○「牧野口」バス停留所　　○変更後　豊根村下黒川字上平27-6
　　○変更前　豊根村下黒川字松ノ平7-4

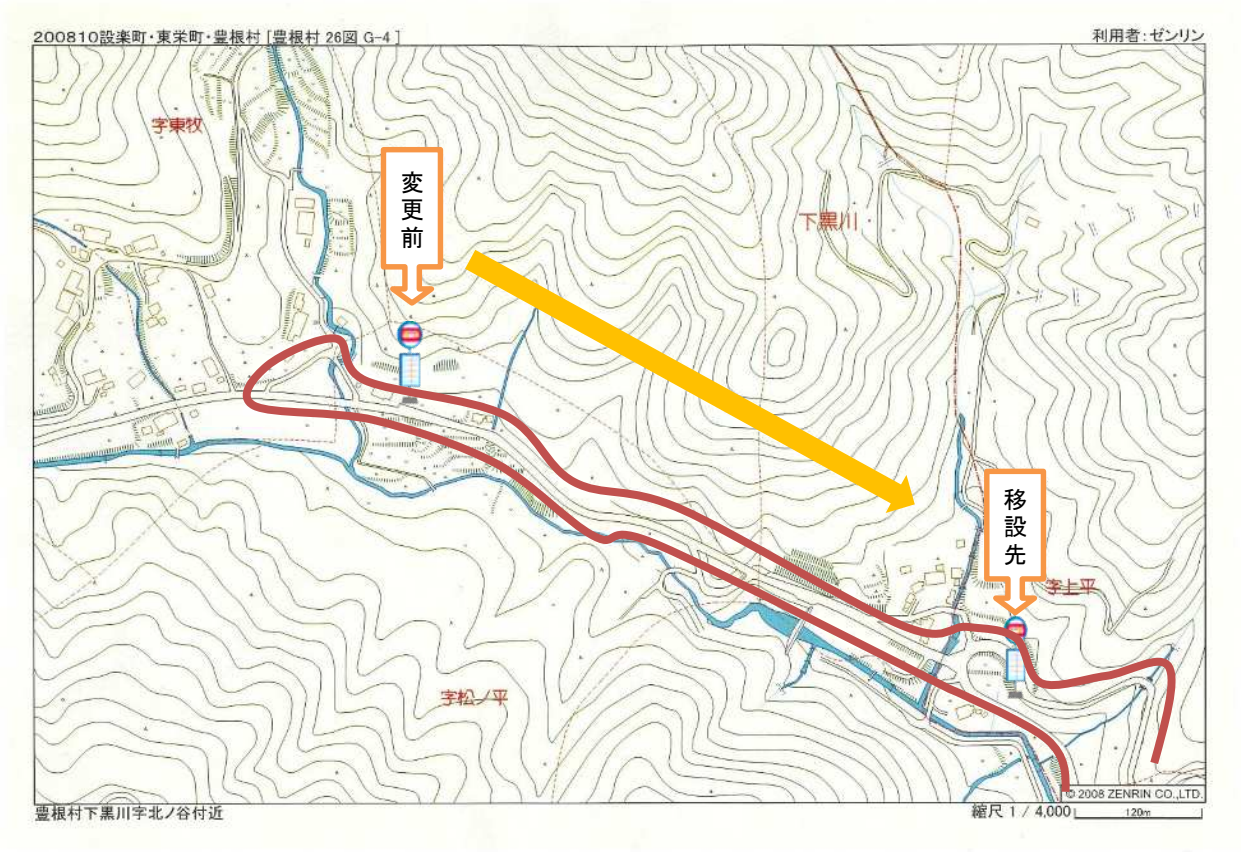

○「牧野口」バス停留所　　○変更後　豊根村下黒川字上平27-6

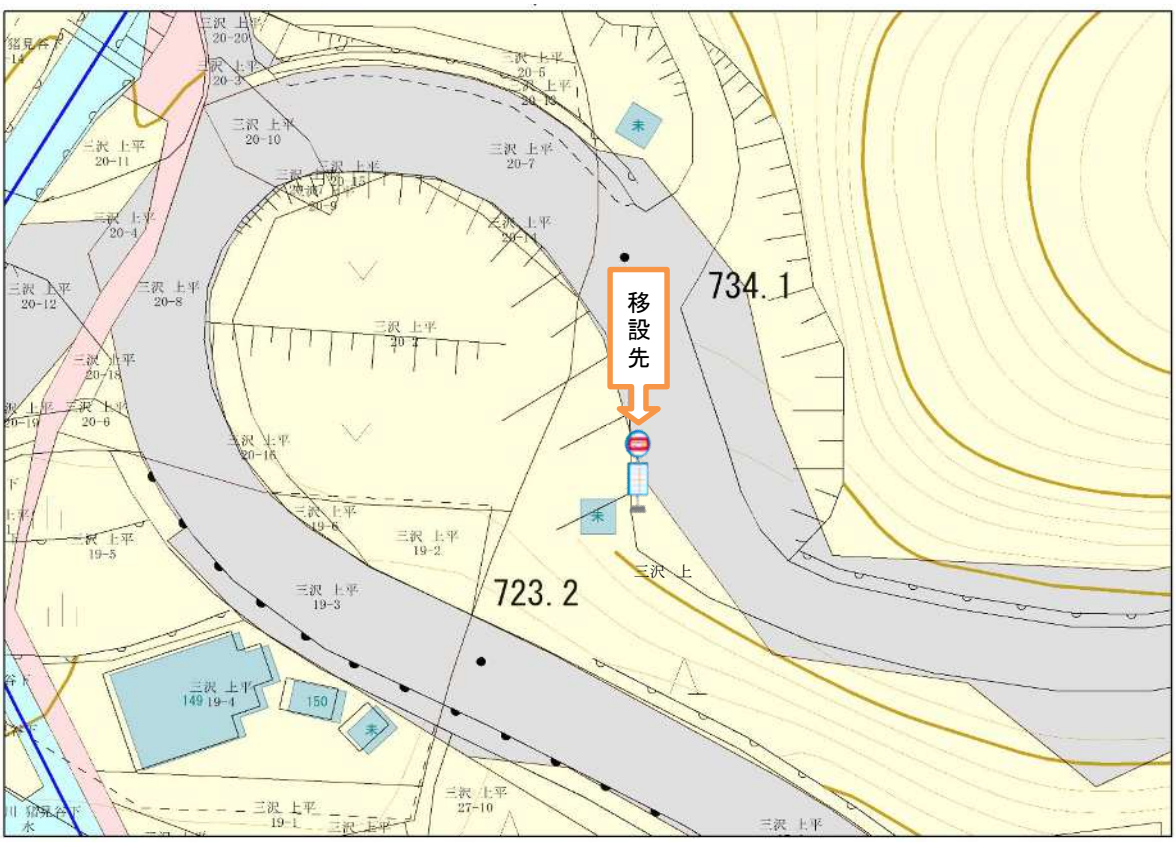

豊 根 村 営 バ ス 運 行 経 路 図

令和7年10月1日 改正予定

三　沢　線

(数字)＝所要時間(単位：分)
数字 ＝区間距離(単位：km)

（新）

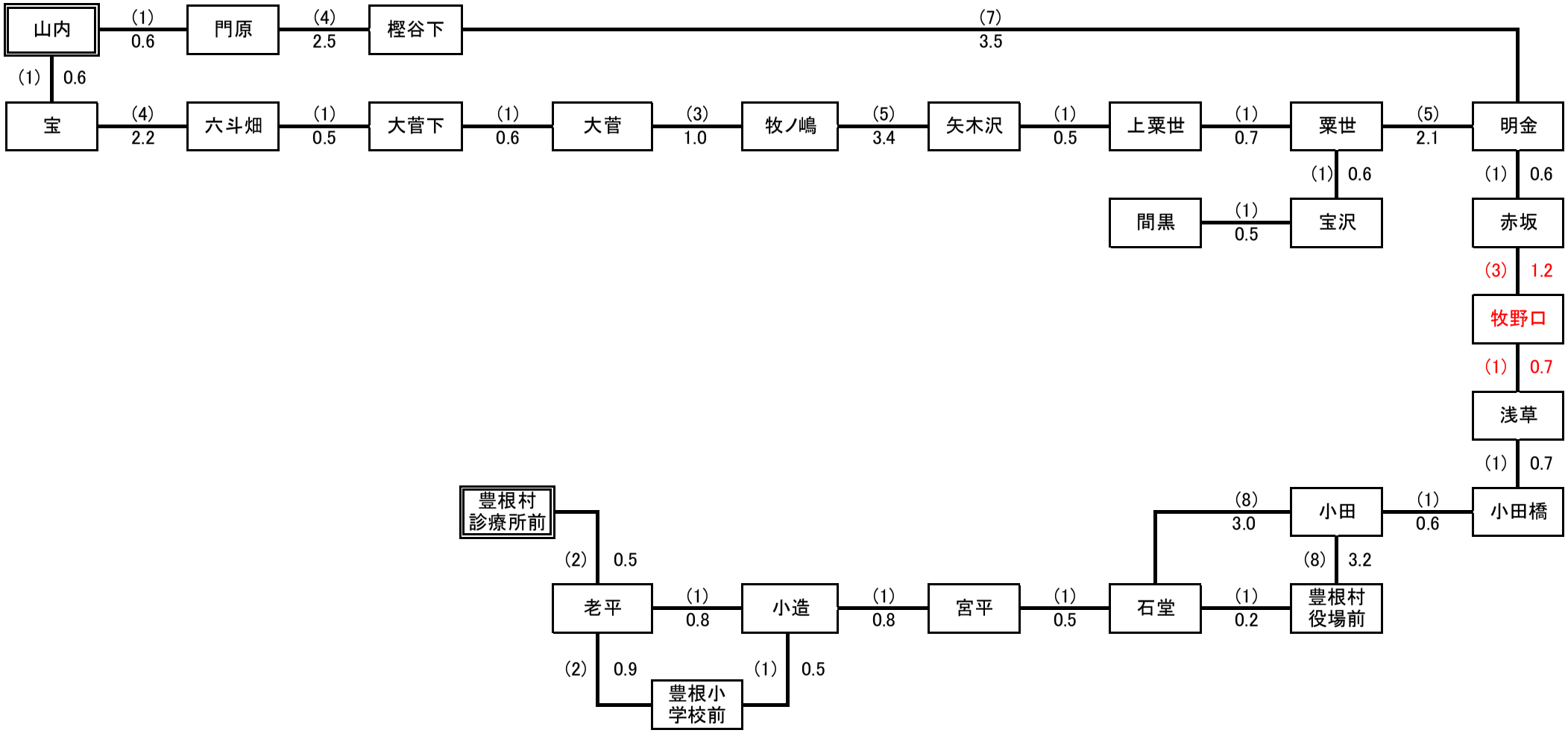

運行距離　30.4　km

豊根村営バス運行経路図

令和4年11月1日 改正

三　沢　線

(数字)＝所要時間(単位：分)
数字 ＝区間距離(単位：km)

（旧）

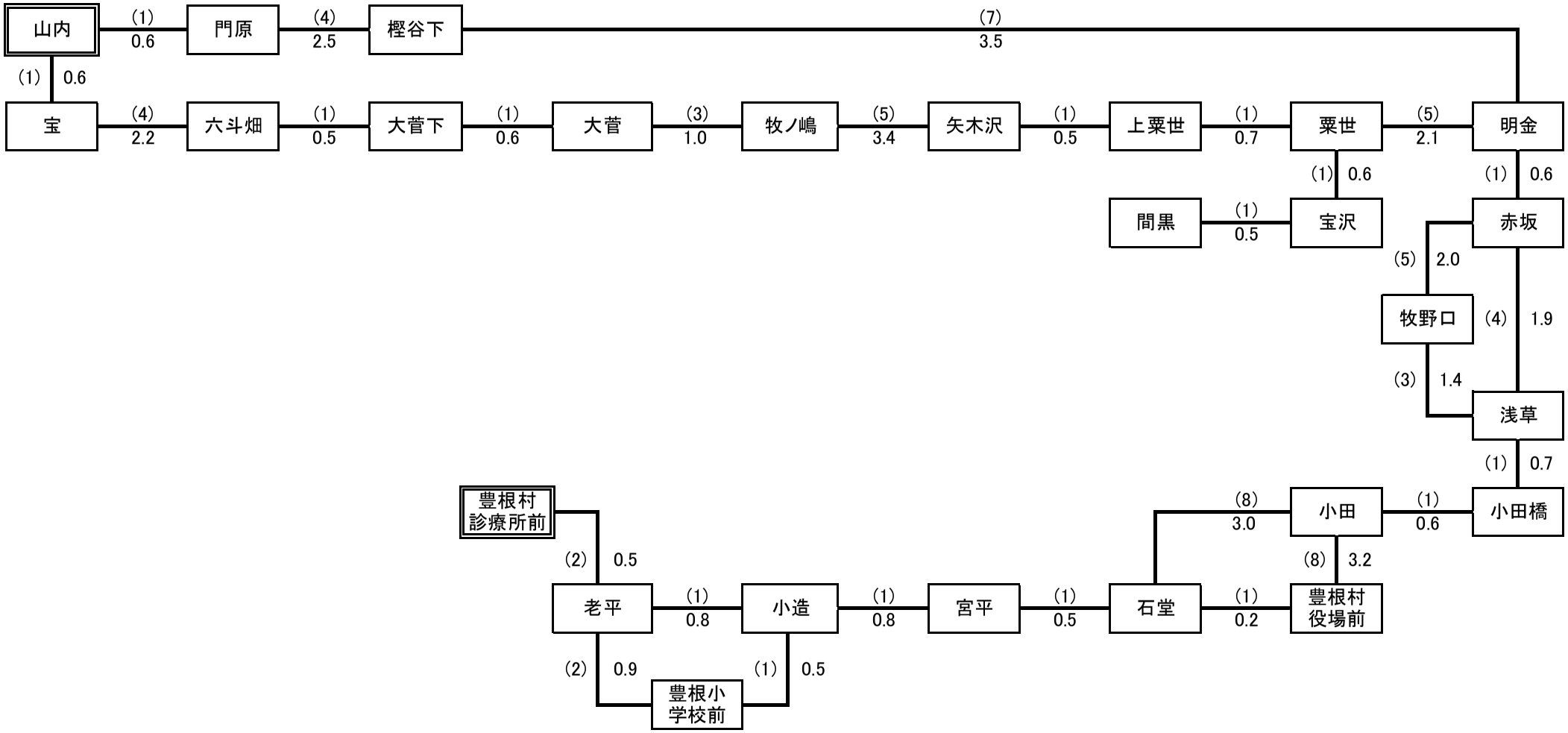

運行距離　31.9　km

N2　三沢線

＜ 令和7年10月1日改正予定 ＞

山内・牧ノ嶋→豊根村役場 方面

新

便	①	予約	②	③
山内	6:59	11:53	－	－
門原	－	11:54	－	－
樫谷下	－	11:58	－	－
宝	7:01	－	－	－
六斗畑	7:06	－	－	－
大菅下	7:07	－	－	－
大菅	7:08	－	－	－
牧ノ嶋	7:10	－	16:29	18:14
矢木沢	7:15	－	16:34	18:19
上粟世	7:16	－	16:35	18:20
粟世	7:17	－	16:36	18:21
宝沢	7:18	－	－	－
間黒	7:19	－	－	－
宝沢	7:20	－	－	－
粟世	7:21	－	－	－
明金	7:26	12:05	16:41	18:26
赤坂	7:27	12:06	16:42	18:27
牧野口	7:30	12:09	16:45	18:30
浅草	7:31	12:10	16:46	18:31
小田橋	7:32	12:11	16:47	18:32
小田	7:33	12:12	16:48	18:33
豊根村役場前	－	12:19	16:55	18:40
石堂	7:41			
宮平	7:42			
小造	7:43			
豊根小学校前	7:44			
老平	7:46			
豊根村診療所前	7:48			
老平	7:50			
小造	7:51			
宮平	7:52			
石堂	7:53			
豊根村役場前	7:54			

豊根村役場→山内・牧ノ嶋 方面

新

便	①	予約	②	③
豊根村役場前		11:01	15:50	17:36
石堂		11:02	15:51	17:37
宮平		11:03	15:52	17:38
小造		11:04	15:53	17:39
豊根小学校前		－	15:56	17:41
老平		11:05	－	－
豊根村診療所前		11:07	－	－
老平		11:09	－	－
小造		11:10	15:57	17:42
宮平		11:11	15:58	17:43
石堂		11:12	15:59	17:44
豊根村役場前	6:33	－	－	－
小田	6:40	11:19	16:06	17:51
小田橋	6:41	11:20	16:07	17:52
浅草	6:42	11:21	16:08	17:53
牧野口	6:43	11:22	16:09	17:54
赤坂	6:46	11:25	16:12	17:57
明金	6:47	11:26	16:13	17:58
粟世	－	11:31	16:18	18:03
宝沢	－	11:32	16:19	18:04
間黒	－	11:33	16:20	18:05
宝沢	－	11:34	16:21	18:06
粟世	－	11:35	16:22	18:07
上粟世	－	11:36	16:23	18:08
矢木沢	－	11:37	16:24	18:09
牧ノ嶋	－	11:42	16:29	18:14
大菅	－	11:44		
大菅下	－	11:45		
六斗畑	－	11:46		
宝	－	11:51		
樫谷下	6:54	－		
門原	6:58	－		
山内	6:59	11:53		

N2　三沢線

＜ 令和7年3月15日現在 ＞

山内・牧ノ嶋→豊根村役場 方面

旧

便	①	予約	②	③
山内	6:55	11:57	－	－
門原	－	11:58	－	－
樫谷下	－	12:02	－	－
宝	6:57	－	－	－
六斗畑	7:02	－	－	－
大菅下	7:03	－	－	－
大菅	7:04	－	－	－
牧ノ嶋	7:06	－	16:33	18:18
矢木沢	7:11	－	16:38	18:23
上粟世	7:12	－	16:39	18:24
粟世	7:13	－	16:40	18:25
宝沢	7:14	－	－	－
間黒	7:15	－	－	－
宝沢	7:16	－	－	－
粟世	7:17	－	－	－
明金	7:22	12:09	16:45	18:30
赤坂	7:23	12:10	16:46	18:31
牧野口	7:28	－	－	－
浅草	7:31	12:14	16:50	18:35
小田橋	7:32	12:15	16:51	18:36
小田	7:33	12:16	16:52	18:37
豊根村役場前	－	12:23	16:59	18:44
石堂	7:41			
宮平	7:42			
小造	7:43			
豊根小学校前	7:44			
老平	7:46			
豊根村診療所前	7:48			
老平	7:50			
小造	7:51			
宮平	7:52			
石堂	7:53			
豊根村役場前	7:54			

豊根村役場→山内・牧ノ嶋 方面

旧

便	①	予約	②	③
豊根村役場前		11:01	15:50	17:36
石堂		11:02	15:51	17:37
宮平		11:03	15:52	17:38
小造		11:04	15:53	17:39
豊根小学校前		－	15:56	17:41
老平		11:05	－	－
豊根村診療所前		11:07	－	－
老平		11:09	－	－
小造		11:10	15:57	17:42
宮平		11:11	15:58	17:43
石堂		11:12	15:59	17:44
豊根村役場前	6:29	－	－	－
小田	6:36	11:19	16:06	17:51
小田橋	6:37	11:20	16:07	17:52
浅草	6:38	11:21	16:08	17:53
牧野口	－	11:24	16:11	17:56
赤坂	6:42	11:29	16:16	18:01
明金	6:43	11:30	16:17	18:02
粟世	－	11:35	16:22	18:07
宝沢	－	11:36	16:23	18:08
間黒	－	11:37	16:24	18:09
宝沢	－	11:38	16:25	18:10
粟世	－	11:39	16:26	18:11
上粟世	－	11:40	16:27	18:12
矢木沢	－	11:41	16:28	18:13
牧ノ嶋	－	11:46	16:33	18:18
大菅	－	11:48		
大菅下	－	11:49		
六斗畑	－	11:50		
宝	－	11:55		
樫谷下	6:50	－		
門原	6:54	－		
山内	6:55	11:57		

運賃表

三沢線（令和4年11月1日から適用）

（単位：円）

変更なし

	山内	門原	樫谷下	宝	六斗畑	大菅下	大菅	牧ノ嶋	矢木沢	上粟世	間黒	宝沢	粟世	明金	赤坂	牧野口	浅草	小田橋	小田	豊根村診療所前	老平	豊根小学校前	小造	宮平	石堂
門原	200																								
樫谷下	200	200																							
宝	200	200	200																						
六斗畑	200	200	200	200																					
大菅下	200	200	200	200	200																				
大菅	200	200	200	200	200	200																			
牧ノ嶋	200	200	200	200	200	200	200																		
矢木沢	200	200	200	200	200	200	200	200																	
上粟世	200	200	200	200	200	200	200	200	200																
間黒	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200															
宝沢	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200														
粟世	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200													
明金	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200												
赤坂	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200											
牧野口	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200										
浅草	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200									
小田橋	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200								
小田	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200							
豊根村診療所前	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200						
老平	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200					
豊根小学校前	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200				
小造	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200			
宮平	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200		
石堂	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
豊根村役場前	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画の変更について

変更の経緯・理由

令和７年３月２５日付け、東海旅客鉄道株式会社による「飯田線本長篠駅における豪雨災害対策工事について」のとおり駅舎の改築を予定しているが、当該駅では新城市が駅員を配置しており、執務室部分の建設費用を負担することとしている。

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画では、本長篠駅と本長篠バスターミナルの利便性向上のための整備を掲げているが、現計画では本長篠駅の整備が含まれていないことから、本計画に位置付けることにより国の社会資本整備総合交付金を活用して整備することとしたい。

（変更内容のまとめ）　令和７年６月

１．計画の概要

表紙　令和７年６月改訂　と記載

Ｐ８　（７）地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体
・表のタイトル、「事業項目」を「実施項目に修正」

Ｐ１３　田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長の部分の修正

Ｐ１６～１８　新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進事業（全体計画表）
・実施項目４バス停等の待合環境の整備の実施年度、実施主体、事業概要、事業内容・効果の内容修正
・Ｐ１８に（５）本長篠駅の実施内容を追記し、デジタルサイネージの設置場所および対象路線の内容追記

Ｐ２０　実施項目６「その他の利用促進、利便増進事業」
・実施年度の修正

Ｐ２３　（９）事業実施に必要な資金の額・調達方法
・設定表の様式を変更
・社会資本整備総合交付金の交付要件に対応した金額等の修正

Ｐ２４～２５（１０）事業の効果　①利便増進事業の実施による効果
・表の内容修正
・実施項目の内容修正

（今後のスケジュール）

令和７年６月１７日　新城市地域公共交通会議及び北設楽郡公共交通活性化協議会で協議
６月中　国土交通大臣あて計画変更申請
７月　国土交通大臣の認定
７月以降　社会資本整備総合交付金の申請手続き
※本長篠駅の整備については、令和８年６月頃の完成をめざす。

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画（案）

令和６年７月策定

令和７年６月改訂

新城市
北設楽郡設楽町
北設楽郡東栄町
北設楽郡豊根村

１．計画の概要

（１）計画の目的

令和４年３月に策定した「新城市地域公共交通計画」（令和６年３月改訂）並びに令和６年３月に策定した「北設楽郡地域公共交通計画」に基づき、新城市と北設楽郡設楽町を結ぶ当該地域の公共交通ネットワークに欠かすことのできない重要バス路線である田口新城線及びそのフィーダー交通の将来にわたる維持確保、地域住民の利便性向上・利用促進を図るための具体的な事業に関して示す「新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画」を策定する。

（２）計画の位置づけ

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という）を根拠法令とし、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の実施計画として位置づける。

新城市地域公共交通計画　　北設楽郡地域公共交通計画

↓　　↓

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画
田口新城線 ・路線の再編・集約による運行効率化 ・運賃の見直し ・案内表示、待合環境の整備 その他 ・フィーダー路線の位置づけ ・利用促進策の実施

（３）計画期間

令和６年度から令和１０年度の５年間

本計画については、新城市地域公共交通計画並びに北設楽郡地域公共交通計画の期間内において、その進捗状況、社会状況等を踏まえ必要な見直し・変更等の検討を行う。

計画名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
新城市地域公共交通計画							
北設楽郡地域公共交通網形成計画							
北設楽郡地域公共交通計画							
新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進実施計画							

※新城市地域公共交通計画は、令和５年度に改訂し、計画期間を２か年延長。

（4）計画の区域

【新城市】

・新城市の全域

【北設楽郡】

・北設楽郡設楽町・東栄町・豊根村の全域

（５）地域公共交通計画に定められている利便増進事業に関連する事項

【新城市】
新城市地域公共交通計画

〇基本理念

ひと　　地域公共交通を支える“ひと”を育みます
ちいき　安心して住み続けられる“ちいき”の移動手段を確保します
まち　　活力にあふれる“まち”の公共交通をつくります

〇基本方針

人が地域が輝き、生涯にわたり健やかで幸せに暮らせるまちを支える

方針１	暮らしに即した地域公共交通をつくる
	１－１　地域共創型公共交通システムの確立
	１－２　既存路線の見直し
方針２	大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる
	２－１　名古屋・東京・大阪との交流人口拡大
	２－２　公共交通主要拠点の整備
	２－３　公共交通主要拠点間の接続
方針３	持続可能な地域公共交通をつくる
	３－１　モビリティ・マネジメントの実施
	３－２　公共交通の利用促進
	３－３　公共交通の利便性向上・改善

〇新城市における公共交通ネットワーク形成方針

本市における公共交通の中心的な拠点（中心市街地主要駅であるＪＲ飯田線新城駅及び鳳来地域の中心核に位置する本長篠駅、大都市圏へとつながる高速バス路線が乗り入れる「道の駅もっくる新城」）の整備、主要拠点間の移動効率性の向上、生活交通の軸となるバス路線の維持及び地域の特性に合った地域の移動手段との接続により、市内外を問わずおでかけに使いやすい公共交通ネットワークをつくる。

○利便増進事業の位置づけ

新城市公共交通計画に記載された公共交通施策一覧		対応する本計画の実施項目
方針	公共交通施策	
1―1	（1）地域公共交通の現状を共有します	
1―1	（2）地域共創型公共交通システムの適宜改善を図ります	
1－2	（3）Ｓバス作手線の見直しを行います	
1－2	（4）新城市役所の前にバス停を設置します	1
1－2	（5）新しい鳳来総合支所にバス停を設置します	
1－2	（6）各地域のＳバスを見直し、地域に適した移動手段を確保します	2
2－1	（7）大都市圏と新城の双方向で旅行商品を絡めた企画乗車券等の拡充を図ります	
2－1	（8）高速バスの付加価値を高めます	
2－1	（9）高速バス「山の湊号」の利便向上を図ります	
2－1	（10）東京・大阪への夜行便の乗降可能性について協議します	
2－1	（11）大都市圏と新城をつなぐ公共交通主要拠点として、道の駅もっくる新城周辺区域を整備します	5
2－2	（12）中心市街地における公共交通主要拠点として、ＪＲ新城駅周辺区域を整備します	5
2－2	（13）鳳来地区の公共交通主要拠点として、本長篠バスターミナル周辺区域を整備します	5
2－3	（14）公共交通主要３拠点間の移動利便性を高めます	1
3－1	（15）公共交通の利用促進のためのモビリティ・マネジメントを実施します	
3－1	（16）地域公共交通の担い手育成につながるモビリティ・マネジメントを実施します	
3－2	（17）公共交通利用促進のためのＰＲイベントを実施します	8
3－2	（18）高齢者の運転免許自主返納を推進します	
3－2	（19）後期高齢者のＳバス利用を無償化します	
3－3	（20）バス・タクシー共通の回数券等を導入します	
3－3	（21）田口新城線の利便増進を図ります	1,3,7
3－3	（22）利用者にわかりやすい公共交通案内表示を行います	8
3－3	（23）利用者にわかりやすく使いやすいバス停に改善します	
3－3	（24）地域住民の公共交通利用につながる拠点整備を支援します	
3－3	（25）安全運行のための市所有バスの適正管理を行います	
3－3	（26）土休日のＳバス運行を検討します	

【北設楽郡】
北設楽郡地域公共交通計画

○基本方針

「この地に暮らしたい」想いを支える　おでかけ環境を創り・守り・育てる
目標①　高校の卒業まで安心して通学できる
目標②　高齢者が安心して暮らし続けられる
目標③　郡外からの来訪者や新たな利用者の確保
目標④　おでかけ環境を維持可能とするための体制構築

○北設楽郡におけるにおける公共交通ネットワーク形成方針

北設楽郡では過疎化・少子高齢化の進む中、郡内３町村が協働して住民の通院・通学・買い物などの移動手段を支えるために、北設楽郡総合交通システム「おでかけ北設」を構築し、取り組みを進めてきた。

暮らしたいと思う人が暮らせる地域であるために、地域の交通網で支える住民の移動環境の確保に取り組むこととする。

○利便増進事業の位置づけ

北設楽郡公共交通計画に記載された公共交通施策一覧			対応する本計画の実施項目
目標	公共交通施策		
①②③	基幹バスの運行		
①②③	支線バス・予約バスの運行		7
②	タクシーの運行		
①②③④	バスサービスの評価と見直し		
①　③	田口新城線の活性化	地域公共交通利便増進事業として実施	1,7
①　③	ＪＲ飯田線の利用促進	ＪＲ飯田線のダイヤに合わせたバスの運行	
②　③	公共交通を活用した利用プラン	公共交通による郡内周遊モデルプランの作成・公開	8
②　③	公共交通に親しみを持ってもらう取組み	バス装飾の実施	
		夏休み５０円バスの活用促進	
②	バス停の魅力向上	田口バスターミナル及びバス停の魅力向上	5
		デジタルサイネージによる情報発信	5
②　③	沿線施設と連携したバス利用特典の実施		
③	ＧＴＦＳデータを活用した情報化推進		4
③	おでかけ北設ＨＰの見直し		

（６）地域公共交通計画に定められている都市機能の増進に必要な施設の立地適正化、観光振興、その他の関係する施策との連携に関する事項

【新城市】

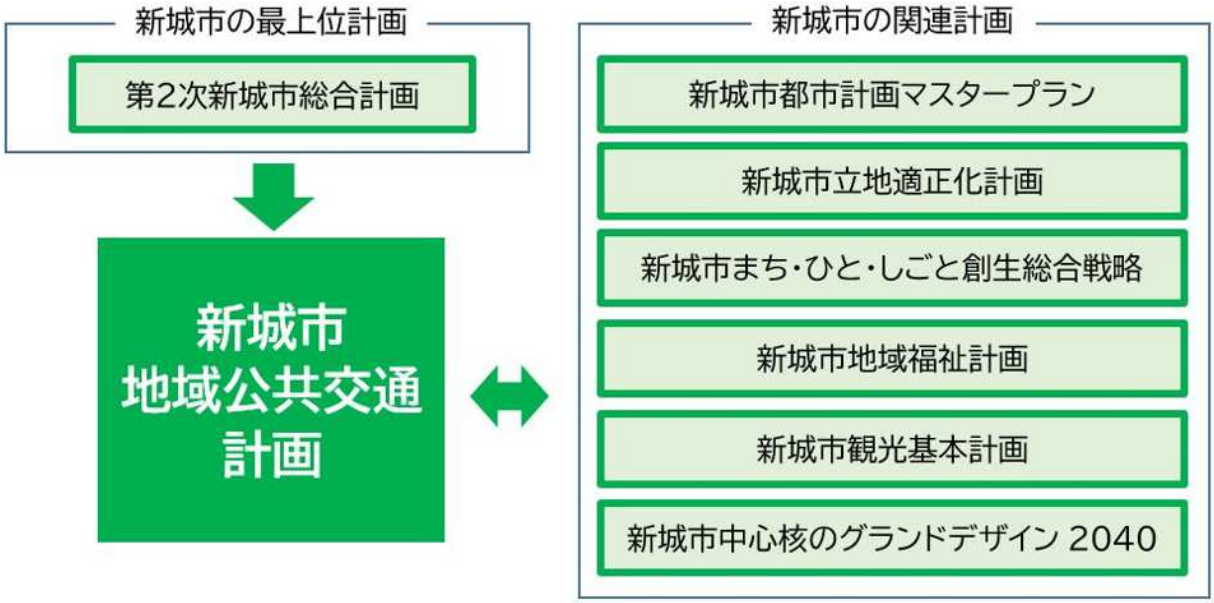

○新城市都市計画マスタープラン（令和２年度～令和１３年度）	
	・利便性が確保された市の中心核と地域中心核や地域が公共交通などの交通軸で結ばれる多核連携型の交通ネットワークの形成を目指します。 ・自由度や周遊性が高く、住む人、訪れる人、商う人の動機付けとなるような付加価値の高い公共交通を検討します。 ・市の中心核の新城駅周辺と、広域アクセス点の新城ＩＣに隣接する道の駅もっくる新城周辺に交通結節点となるバスステーションを整備します。
○新城市立地適正化計画（令和５年度～令和１４年度）	
	・市の中心核及び地域中心核への都市機能を集約・集積、交通ネットワークの形成による「過度に自動車に依存しない、歩いて暮らせる集約型 都市構造」に転換するため、新城市地域公共交通計画に位置づける施策を推進し、公共交通を持続可能な形で維持することを目指します。
○第２次新城市観光基本計画前期アクションプラン（令和３年度～令和５年度）	
	・道の駅もっくる新城について、奥三河の観光ハブステーションとしての機能拡充を図ります。
○新城市中心核のグランドデザイン２０４０（令和４年度～）	
	・駅前広場にアクセスする道路や公共交通の乗り換えの場となる結節点等の施設の改善、公共交通の利便性を高めることが重要です。

【設楽町】【東栄町】【豊根村】

北設楽郡地域公共交通計画は、各町村の最上位計画である「総合計画」をはじめとするまちづくりや公共交通の方向性を定めた既往計画等と整合を図るものとします。

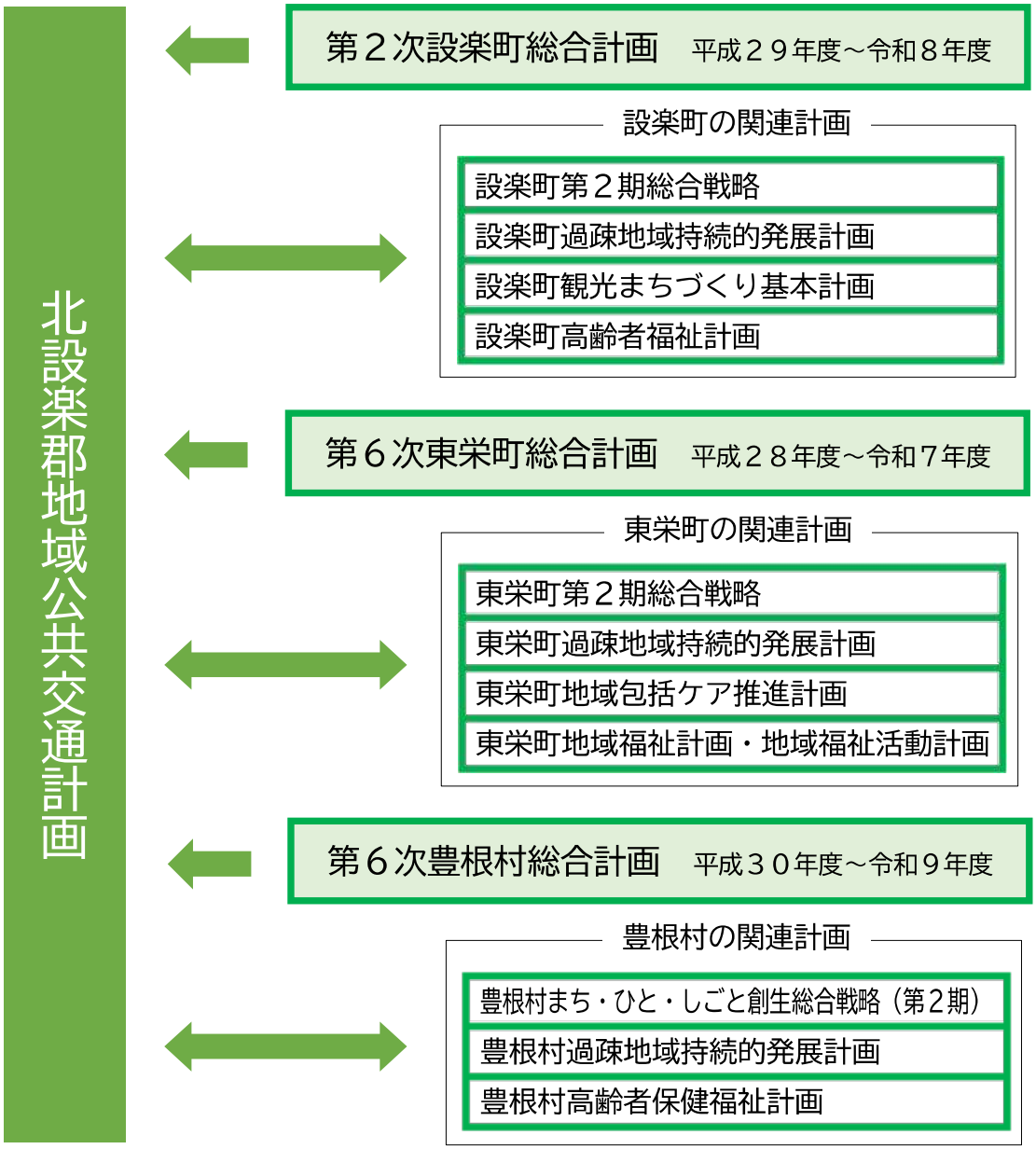

（７）地域公共交通利便増進事業の内容・実施主体

地域公共交通利便増進事業（以下、「利便増進事業」という。）は、地域交通法第２条第１３項において、「地域公共交通の利用の容易性の向上又は利用の円滑化その他地域公共交通の利用者の利便の増進を図るために行う事業」とされている。

本計画に掲げる利便増進事業と地域交通法における事業内容の分類を、以下に示す。

【本計画に掲げる利便増進事業と事業内容の分類】

~~事業~~ 実施項目		事業内容の分類　【法第２条１３号】	
1	田口新城線の路線の集約・再編 ・ＪＲ飯田線や高速バスとの接続や新城市及び設楽町内教育機関への通学、事業所への通勤に配慮し、各学校や沿線地域住民のニーズ把握に努めながら設定する。	イ（１）	一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更
2	四谷千枚田新城線の廃止代替手段となる自家用有償旅客運送の導入	イ（３）	自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更
3	田口新城線の利用しやすい運賃体系への見直し	ロ（１）	運賃又は料金の設定
4	バス停等の待合環境の整備 【規則９条の３　二】 【規則９条の３　三】	ハ	イ又はロに掲げる事業と併せて行う事業であって、地域公共交通の利用者の利便の増進を図るための事業として国土交通省令で定めるもの
5	その他の利用促進、利便増進事業 【規則９条の３　七】 ・田口新城線案内冊子の作成 ・公共交通を活用したおでかけプランの構築 ・交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施		

６　上記のうち、現在実施中の事業

・北設楽郡内全路線のＧＴＦＳ対応【規則９条の３　三】

・田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則９条の３　四】

７　上記以外の関連事業

・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備

・田口新城線の路線再編に伴う塩瀬線の見直し

・三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正

・バス路線図、時刻表の作成及び配布

・連携による各種イベントの開催

新城市・北設楽郡地域公共交通利便増進事業（全体計画）

実施項目１	田口新城線の路線の集約・再編【法２条第１３号イ（１）】
実施年度	令和６年度
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町
事業概要	①四谷千枚田新城線の廃止・田口新城線に統合 ②田口新城線の路線見直し 【変更前】 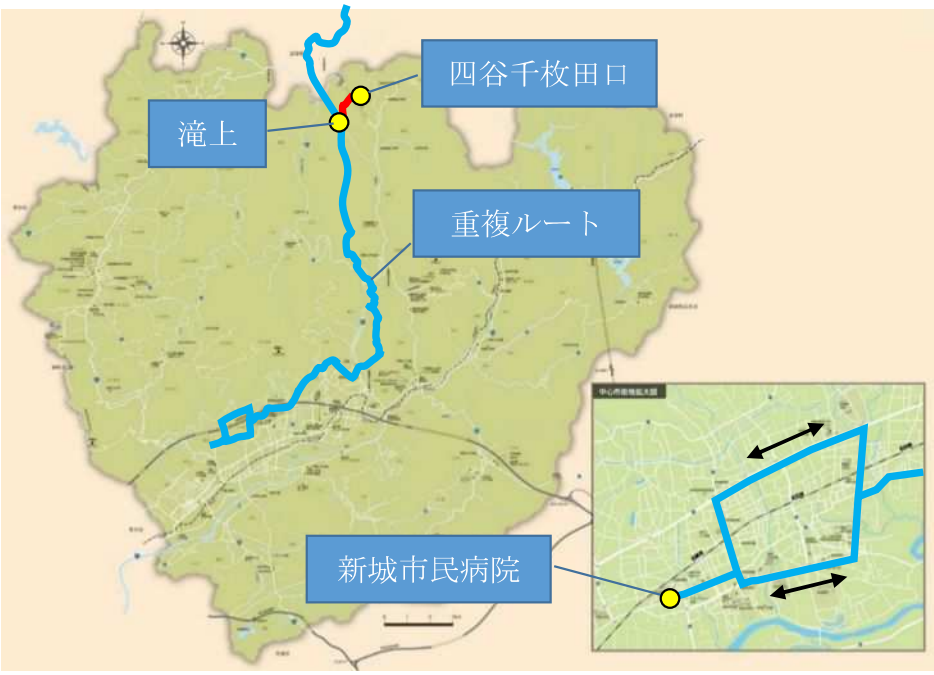 【変更後】

背景・経緯	・田口新城線と四谷千枚田新城線の運行経路は、新城市民病院から滝上までの区間が重複している。 ・四谷千枚田新城線の滝上から四谷千枚田口までの利用は、年間を通じて中学生２名の通学以外はほとんどない。 ・道路は狭く、他の車とのすれ違いが困難な箇所がある。 ・運行経路に近接する工業団地及び住宅団地へ現状乗り入れておらず、企業従業員の通勤や地域住民の生活等に不便を生じている。 ・新城市中心市街地における田口新城線は、時間帯ごとの需要にあわせて旧新城東高校経由、新城有教館高校経由に分けて運行していたが、時間帯により行きたいバス停に行けない等不合理がある。 ・設楽町役場へのバスの乗り入れがなく、域外等からのアクセス性が不十分となっている。
実施内容 ・効果	①四谷千枚田新城線の廃止・田口新城線に統合 ・運行経路が重複している新城市民病院から滝上までの区間は、田口新城線に統合し、滝上から四谷千枚田口までの区間を廃止する。 ・田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入する。 （※実施項目２を参照） ②田口新城線の路線見直し （１）新城市中心市街地における路線延長及び効率化 ・時間帯ごとの需要により分けていた系統を統合し、効率化及び利便性を確保できるよう運行経路を見直す。 【新城富永バス停、新城市役所バス停を新設】 【変更後】 ※全ての便を時計回りで運行する。

新城富永

新城市役所

（２）清井田から大海駅前までの区間における路線延長

・近接する工業団地及び住宅団地への乗り入れにより、企業従業員の通勤と地域住民の利便性向上を図る。

【清井田バス停の廃止、有海企業団地バス停、緑が丘口バス停を新設】

有海企業団地周辺拡大図

変更前ルート　　変更後ルート

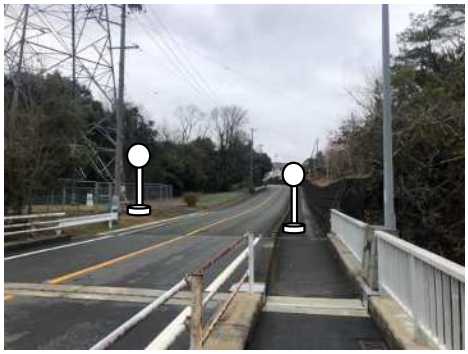

緑が丘口

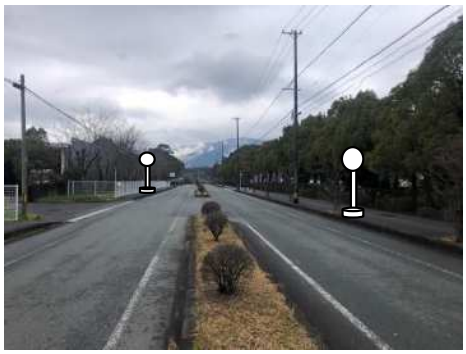

有海企業団地

（３）観光誘客につながる運行経路に変更

・愛知東農協が運営する「こんたく長篠」通るルートに見直し、観光誘客を促す。【こんたく長篠バス停の新設、水上バス停の廃止】

長篠西地区周辺拡大図

変更前ルート　　変更後ルート

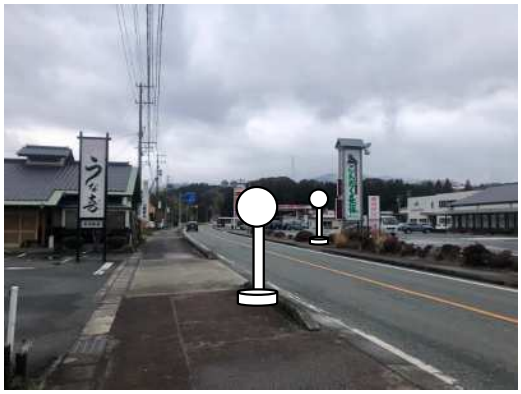

こんたく長篠

（~~3~~ 4）田口バス停から設楽町役場までの区間における路線延長

・田口から設楽町役場までの路線延長により、パーク＆ライド駐車場を確保し、利用者の利便性向上を図る。【設楽町役場バス停の新設】

【変更後】

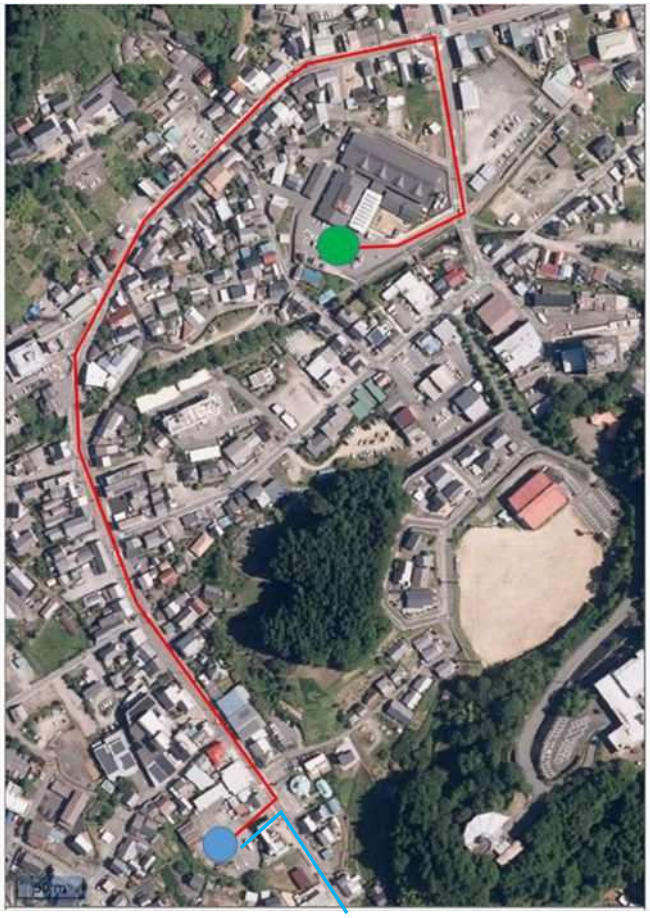

設楽町役場

現行ルート

新規ルート

設楽町役場バス停

田口バス停

現状（令和５年９月）

	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新城線１	新城市民病院	旧新城東高校、新城郵便局、本長篠駅前、滝上　※新城有教館高校を経由しない	田口	35.6	平日 9 土休日 6
田口新城線２	新城市民病院	新城文化会館、新城有教館高校、本長篠駅前、滝上 ※旧新城東高校を経由しない	田口	34.5	平日 9 土休日 6
四谷千枚田新城線	新城市民病院	旧新城東高校、新城郵便局、本長篠駅前、滝上　※新城有教館高校を経由しない	四谷千枚田口	26.6	月－土 3
四谷千枚田新城線	本長篠駅前	滝上	四谷千枚田口	14.6	月－土 3 月－金 1

路線の集約・再編後

	起点	主な経由地	終点	キロ	回数
田口新城線１	新城富永	旧新城東高校、新城郵便局、新城市民病院、新城有教館高校、有海企業団地、本長篠駅前、滝上、田口	設楽町役場	40.5	平日　7 土休日 0
田口新城線２	新城富永	旧新城東高校、新城郵便局、新城市民病院、新城有教館高校、有海企業団地、本長篠駅前、滝上	田口	39.7	平日 13 土休日 14
四谷千枚田新城線	田口新城線に統合（運行がなくなる区間は、実施項目２による代替）				

実施項目２	自家用有償旅客運送の導入（海老地区）【法２条第１３号イ（３）】
実施年度	令和６年度
実施主体	新城市、地域住民（海老・四谷・連合）
事業概要	③田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入
背景・経緯	・実施項目１により四谷千枚田線を廃止することによる代替交通を確保する必要がある。 ・海老地区には、田口新城線・四谷千枚田新城線を利用したくてもバス停までの距離が遠く、タクシーも利用しづらい地域住民の移動手段の確保が必要である。
実施内容 ・効果	③田口新城線の支線として、予約制区域運行を導入 ・海老地区（海老・四谷・連合）を運行区域とした予約制区域運行の導入（新城市が自家用有償旅客運送により実施） ・乗用車で地域を限なく運行（※車両はイメージ） ・田口新城線のバス停（滝上、丁塚、海老、塚島、双瀬）に接続するフィーダー系統に位置づける。 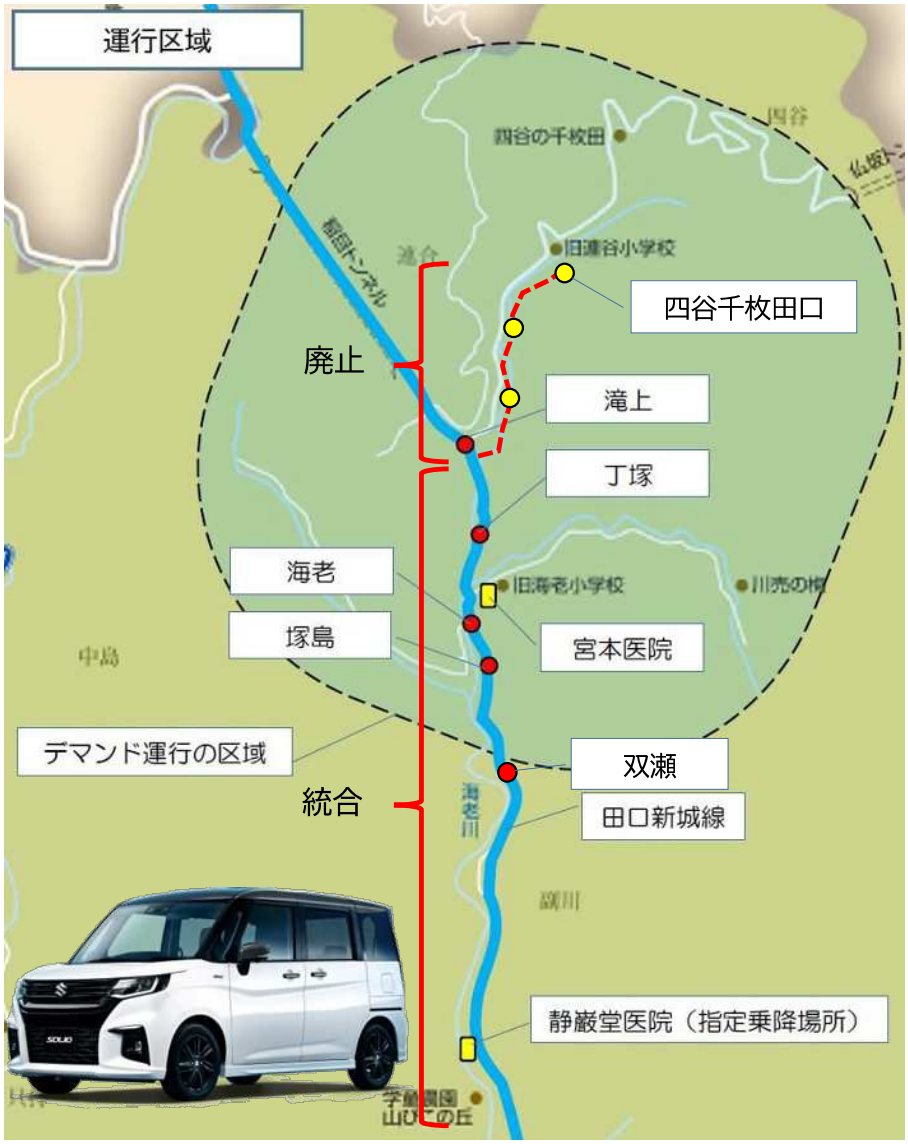

実施項目３	利用しやすい運賃体系への見直し【法２条第１３号ロ（１）】
実施年度	令和６年度
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町
事業概要	④田口新城線にゾーン制運賃を適用
背景・経緯	・現行の対キロ区間制の運賃が高額であり、Ｓバスやおでかけ北設等を利用する沿線住民との負担額に大きな格差がある。乗継ぎ利用者にとってもわかりづらい運賃体系となっている。
実施内容 ・効果	④田口新城線にゾーン制運賃を適用 ・田口新城線沿線地区住民と新城市のＳバス及び北設楽郡のおでかけ北設運行地域の住民との運賃負担格差を是正するとともに、わかりやすく、利用しやすい運賃体系を構築する。 ・官民連携による運賃割引サービス等の利用促進策に活かしやすい運賃設定を行う。 【現状】 田口新城線　　田口～新城市民病院　１，２５０円 新城市Ｓバス　１乗車２００円～４００円 おでかけ北設　１乗車１００円～５００円 【変更後】 地域公共交通ネットワークの形成方針に即した移動効率性の向上と新城市Ｓバス及びおでかけ北設の運賃、生活圏等を踏まえて設定する。 ゾーン設定の方向性 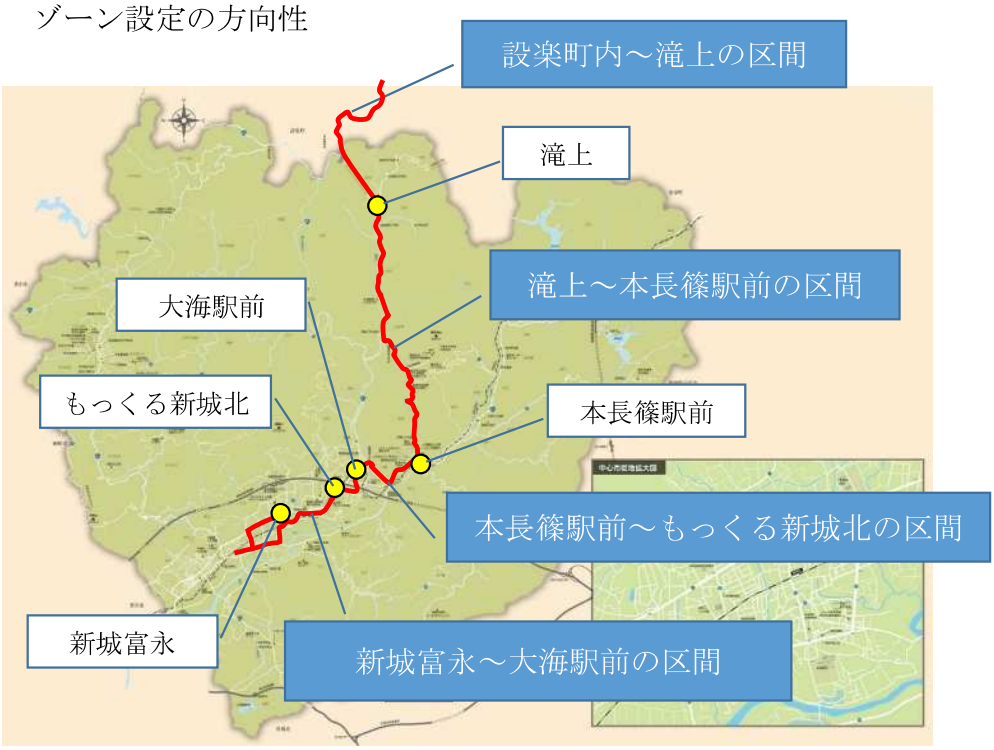

ゾーン制運賃設定

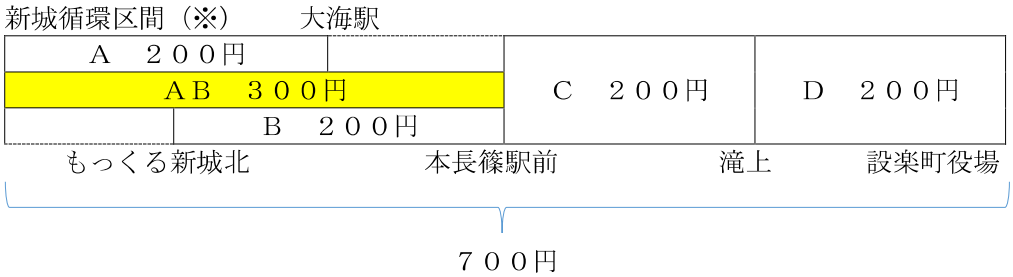

※新城循環区間

新城富永、旧新城東高校、宗高東、新城有教館高校、新城中学校、新城文化会館、新城市役所、新城市民病院、栄町・新城駅口、中町、新城郵便局、新城警察署、上平井、消防防災センターの区間

考え方・参考

Ａゾーン・Ｂゾーン

・Ｓバス東郷線（北部線）は、新城循環区間から大海駅前まで２００円
・ＪＲ飯田線は、新城と大海の区間、本長篠と三河東郷の区間が２１０円
・ＪＲ飯田線は、新城と本長篠の区間が２４０円
・豊川市は、東西ゾーン区間は各２００円、またぎ利用は３００円

Ｃゾーン

・長篠山吉田線、秋葉七滝線、湯谷温泉もっくる新城線は本長篠駅前まで２００円
・本長篠駅前は、鳳来地区のバスの起点となっている

Ｄゾーン

・三都橋豊邦線は、田峯と田口の区間が２００円
・新城市内における設楽町の最寄りバス停は滝上バス停である

実施項目４	バス停等の待合環境の整備【法２条第１３号ハ】
実施年度	令和７年度、令和８年度
実施主体	新城市、設楽町、豊橋鉄道株式会社、豊鉄バス株式会社、東海旅客鉄道株式会社
事業概要	交通結節施設における乗降場の改善【規則９条の３　二】 ⑤バス停等の待合環境の整備、公共交通案内所の整備 旅客の乗継に関するわかりやすい情報提供【規則９条の３　三】 ⑥デジタルサイネージの整備
背景・経緯	・新城市・北設楽地域における公共交通結節点は、ＪＲ飯田線、高速バス、Ｓバスやおでかけ北設などあらゆる路線と接続する田口新城線の沿線に集中しているが、過疎地域における少ない運行本数や高速バスなどの運行の遅れに対して、安心して待つことのできる環境が十分に整っていない。

実施内容 ・効果	⑤バス停等の待合環境の整備、**公共交通案内所の整備** ・ＪＲ飯田線、高速バス、Ｓバスとの結節点において、快適に待ち時間を過ごせる環境を整える。 ⑥デジタルサイネージの整備、**活用** ・ＪＲ飯田線、高速バス、Ｓバスやおでかけ北設との接続時間等の運行情報や周辺地域観光情報などを提供できる設備整備を行う。 【整備実施場所】 （１）本長篠バスターミナル ・施設改修（待合スペース、公衆トイレの整備） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供） ・ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの区間の相互誘導（待合案内表示等の整備） 長篠バスターミナル （２）道の駅もっくる新城 ・施設整備（待合スペース） ・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供） 道の駅もっくる新城 （３）新城駅前周辺 ・**施設整備（風雨防除）バス停等の待合環境の整備** ・デジタルサイネージの**設置活用**（運行情報及び観光情報等の提供） 亀姫通り 新城まちなみ情報センター

（４）田口バスターミナル

・施設改修（冷暖房、Wi-Fi、
　勉強スペース等の整備）
・デジタルサイネージの設置
（運行情報及び観光情報等の提供）

田口バスターミナル

（５）本長篠駅

・駅舎内公共交通案内所の整備
・デジタルサイネージの設置（運行情報及び観光情報等の提供）

本長篠駅駅舎

待合所
（令和７年５月現在）

デジタルサイネージ設置・活用場所	対象路線
道の駅もっくる新城	高速バス、新城名古屋藤が丘線、鳳来寺山もっくる新城線、田口新城線の乗継情報
本長篠バスターミナル	ＪＲ飯田線本長篠駅、長篠山吉田線、秋葉七滝線、鳳来寺山もっくる新城線、田口新城線の乗継情報
しんしろまちなみ情報センター	ＪＲ飯田線新城駅、ちさと線、東郷線、中宇利やな線、吉川市川線、作手線、新城名古屋藤が丘線、新豊線、田口新城線の乗継情報
田口バスターミナル	田口新城線、三都橋豊邦線、東栄設楽線、豊根設楽線、津具線、稲武線、宇連長江線の乗継情報
本長篠駅駅舎内公共交通案内所	**ＪＲ飯田線本長篠駅、長篠山吉田線、秋葉七滝線、鳳来寺山もっくる新城線、田口新城線の乗継情報**

実施項目５	その他の利用促進、利便増進事業【規則９条の３　七】
事業概要	⑦田口新城線案内冊子の作成 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築
実施年度	令和６年度～
実施主体	新城市、設楽町、田口新城線応援隊（仮称）
背景・経緯	・田口新城線は、新城市及び北設楽郡の地域公共交通ネットワーク形成のために重要な路線である。 ・田口線の時代から、長年にわたり当該地域住民の移動を支えてきた歴史ある地域公共交通である。 ・地域間幹線系統として確保維持のために、これまで以上に利用促進を図る必要がある。
実施内容 ・効果	田口新城線を盛り上げていくための地域主体の検討組織「田口新城線応援隊（仮称）」を中心に関係者が共創し、取り組む。 ⑦田口新城線案内冊子の作成 田口新城線の歴史やバス停ごとの穴場的スポット、珍データ等を掲載した旅案内冊子を作成する。 ⑧公共交通を活用したおでかけプランの構築 おでかけレパートリーを増やしてもらうために、田口新城線を活用した多くのおでかけレシピを考案・提案する機会を創出（イベント・コンテスト等）し、おでかけレシピを集めたレシピ本を発行する。 【事業実施のイメージ】

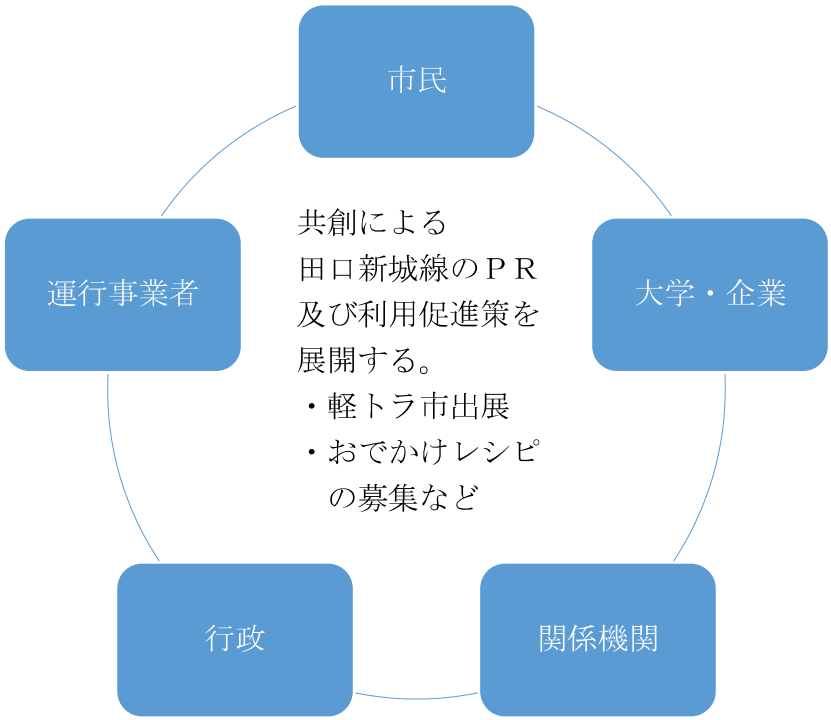

事業概要	⑨交通系ＩＣカードの利用促進イベントの実施
実施年度	令和 ~~7~~ 6 年度～
実施主体	新城市、設楽町、田口新城線応援隊（仮称）、豊鉄バス㈱、ＪＲ東海等
背景・経緯	・豊鉄バス㈱は、令和７年３月からバスの全車両を対象とした交通系ＩＣカードの運用を開始予定である。（※実施項目７⑪を参照） ・東海旅客鉄道株式会社は、令和７年春頃からＪＲ飯田線での交通系ＩＣカードの運用について、豊川駅から本長篠駅までの区間延長を予定している。 ・これまで、新城市及び設楽町内の公共交通機関での利用ができなかったこともあり、交通系ＩＣカードの利用に係る情報が少なく、同カードの所持率が低いと思われることから、当該地域住民の利便性向上のため、官民連携による利用促進策が必要である。
実施内容 ・効果	豊鉄バス㈱と東海旅客鉄道株式会社、市内事業者、行政等が共創して、交通系ＩＣカードの公共交通利用だけでなく、市民の日常生活の中での利用につながるよう、ＩＣカード所持率アップのためのＰＲイベントを実施する。

実施項目６	上記のうち、現在実施中の事業
事業概要	⑩北設楽郡内全路線のＧＴＦＳ対応【規則９条の３　三】
実施年度	令和５年度～
実施主体	設楽町、東栄町、豊根村

背景・経緯	・おでかけ北設においては、公共交通の情報を利用者に届ける手段の一つとして世界で普及が進んでいるＧＴＦＳ対応が進んでいないため、インターネット等での経路検索ができないなど利用者が容易に公共交通の情報を取得できない状況となっている。
実施内容 ・効果	・標準的なバス情報フォーマット（GTFS）に基づくオープンデータを整備・公開し、多様な主体によるバス情報の活用を促進し、バスの利用機会の創出を図る。 ・担当者が対応できるようにするための研修会の開催
事業概要	⑪田口新城線へのＩＣカード導入支援【規則９条の３　四】
実施年度	令和５～６年度
実施主体	豊鉄バス株式会社、新城市、設楽町、（豊橋市、豊川市、田原市）
背景・経緯	・昨今、MaaS を始めとした交通事業におけるデジタル化が急速に進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う非接触方式による決済が拡大し、利用者から IC カードの導入を求める声が継続的に寄せられている。交通系 IC カード対応は地域価値の向上に繋がる他、新しい生活様式への変化に対応していく事が必要である。

実施内容 ・効果	・豊鉄バス株式会社による全車両を対象としたＩＣカード導入のため、豊鉄バス沿線５市町が導入に係る補助を行う。 （令和７年３月運用開始予定） 新城市…田口新城線、新豊線、新城名古屋藤が丘線、作手線、 中宇利線、吉川市川線 設楽町…田口新城線、津具線 全国相互利用交通系 IC カード「ｍａｎａｃａ」 ㈱エムアイシー（名古屋鉄道グループ）と㈱名古屋交通開発機構（名古屋市出資の第三セクター）が発行するサイバネ規格の IC カード乗車券で、現在、名古屋鉄道、名鉄バス、名古屋市交通局、名古屋ガイドウェイバス、愛知高速交通、豊橋鉄道が参画している。

実施項目７	上記以外の関連事業
実施年度	令和６年度～
実施主体	新城市、設楽町、豊鉄バス株式会社等
事業概要	⑫ＪＲ飯田線本長篠駅から本長篠バスターミナルの整備 ＪＲ飯田線本長篠駅と本長篠バスターミナル間が１５０ｍ程離れており、結節がわかりづらいため、導線を考慮した案内表示等による利便性の向上を図る。

	⑮バス路線図、時刻表の作成及び配布 　新城市・北設楽郡の地域公共交通路線図及び時刻表を掲載した地域公共交通マップを作成、配布 ⑯連携による各種イベントの開催 　さわやかウォーキングなど飯田線から田口新城線に乗り継ぎ、バス停を拠点にスタートするウォーキング大会の実施 ・ダイヤ改正により田口新城線と三都橋豊邦線を相互利用した移動手段の拡充
	⑬田口新城線の再編に伴う塩瀬線の見直し 　田口新城線の運行ルートやダイヤの見直し、ゾーン制運賃の導入等に伴い、フィーダー路線である塩瀬線の利便性向上のための見直しを行い、田口新城線の利用促進を図る。 ⑭三都橋豊邦線における乗降制限の解除及びダイヤ改正 　沿線地区へのスクールバス導入に対する対応及び商業施設オープンに合わせた利便増進のため、田口新城線と重複している区間において、三都橋豊邦線に設定されている乗降制限を解除するとともにダイヤ改正を実施し、田口新城線との相互利用による公共交通の利便性向上を図る。 【変更前】 　田口新城線との重複区間（田口バス停～田峯バス停留所）の乗降制限があるため、三都橋豊邦線の利用者は、道の駅したら及び商業施設の最寄りのバス停を利用できない。 【変更後】 ・重複区間における乗降制限の解除

（８）地方公共団体による支援の内容

利便増進事業に対する支援内容について、以下に示す。

①運行費の補助

新城市及び北設楽郡の公共交通網を確保維持していくため、交通事業者に対して運行事業費の支援を行う。

②利用促進の取り組みの支援

・利便増進事業について、住民への情報発信を行い、利用促進の効果を高める働きかけを行う。
・利用者や潜在的利用者、地域の施設、学校、企業等に対するモビリティ・マネジメントを行う。
・地域住民が主体となって実施する利便性向上や利用促進等の取り組みを支援する。

（９）事業実施に必要な資金の額・調達方法

計画期間中における利便増進事業の実施に必要な資金の額及び調達方法について、以下のとおり設定する。

単位：千円

実施項目	総事業費	内訳	調達方法		年度
路線の集約・再編 運賃体系への見直し 田口新城線の路線の集約・再編	68,322	6,970	国	地域間幹線補助	R6
		6,970	愛知県	生活交通路線維持費補助	
		31,145	新城市	バス路線維持費補助	
		9,529	設楽町	バス路線維持費補助	
		13,708	豊鉄バス		
	102,320	20,954	国	地域間幹線補助	R7以降
		20,954	愛知県	生活交通路線維持費補助	
		46,258	新城市	バス路線維持費補助	
		14,154	設楽町	バス路線維持費補助	
自家用有償旅客運送の導入（海老地区）	8,807	4,403	国	フィーダー補助	R6以降
		4,404	新城市		
バス停等の待合環境の整備					
本長篠バスターミナル公衆トイレの整備	3,500	1,750	国	社会資本整備総合交付金	R7
		648	新城市		
		1,102	豊橋鉄道		
道の駅もっくる新城待合スペース整備	19,635	9,817	国	社会資本整備総合交付金	R8
		9,818	新城市		
新城駅前（亀姫通り）施設整備	2,000	1,000	国	社会資本整備総合交付金	R8以降
		1,000	新城市		
本長篠駅駅舎内公共交通案内所の整備	20,000	10,000	国	社会資本整備総合交付金	R7 R8
		10,000	新城市		
デジタルサイネージの整備―設置・活用	9,383	3,469	国	社会資本整備総合交付金	R8
		3,469	新城市		
		2,445	設楽町		R7
その他の利便増進事業 ・IC カード利用促進	2,000	1,000	国	利便増進計画推進事業補助	R6
		250	新城市		
		250	北設楽郡		
		250	ＪＲ東海		
		250	豊鉄バス		

（１０）事業の効果

①利便増進事業の実施による効果

利便増進事業の実施による効果を整理する。

実施項目	事業の効果
１．田口新城線の路線の集約・再編	・新城市中心市街地の循環することにより、どの便でも目的地に行くことができる。 ・有海企業団地への乗り入れにより通勤利便性が向上する。 ・北部東郷線で約４０分かかっていた緑が丘地区住民の利便性が向上する。 ・こんたく長篠バス停の設置により利用者のおでかけの幅が広がる。
２．自家用有償旅客運送の導入 （海老地区）	・田口新城線の最寄りバス停までのアクセス性が向上し、外出しやすくなる。 ・区域内を隈なく運行とすることで、自宅や区域内の目的地近くでの乗降が可能となる。 ・自家用車に代わる移動手段が確保され、高齢者の免許返納の促進につながる。 ・通院、通学の手段が確保されることで地域に住み続けられる。
３．利用しやすい運賃体系への見直し	・高校への通学、高齢者の通院、買い物など利用しやすい安価な料金体系となり、新城市及び設楽町のコミュニティバスの運賃体系との調和により相互利用しやすくなる。
４．バス停等の待合環境の整備	・バス~~の~~を待つことへの負担を軽減させる。 ・待ち時間が明確になり、時間を有効利用できる。 ・観光資源へのアクセス性向上による観光交流の増加につながる。
５．その他の利用促進・利便増進事業	・田口新城線への愛着、確保維持の意識高揚 ・田口新城線の利用促進 ・新城市及び北設楽郡の公共交通ネットワークの充実 ・バス利用観光客の確保

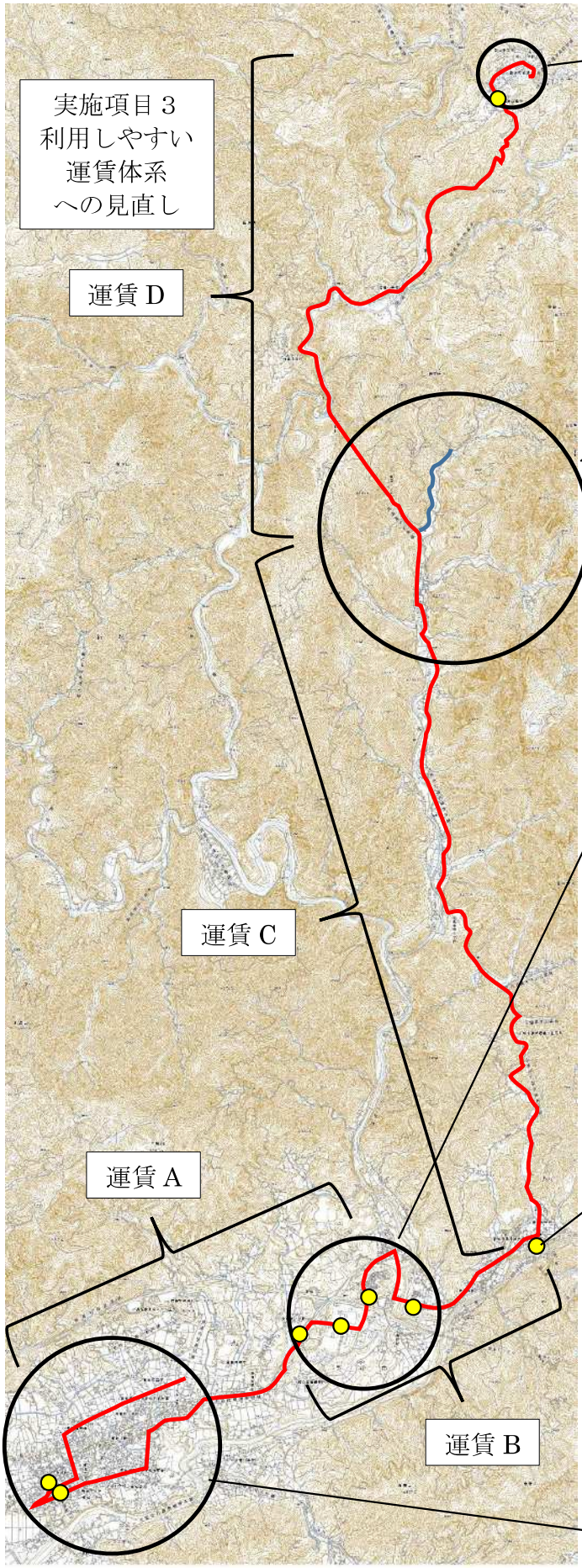

実施項目１②（４）
田口バス停から設楽町役場
までの区間における路線延長
実施項目４⑤⑥（１）
バス停等の待合環境の整備
デジタルサイネージの設置
・田口バスターミナル

実施項目１①
四谷千枚田新城線の廃止
実施項目２~~③~~
自家用有償旅客運送の導入

実施項目１②（２）
清井田から大海駅前までの
区間における路線延長
実施項目１②（３）
観光誘客につながる
運行経路~~への~~に変更
実施項目４⑤⑥（~~３~~２）
バス停等の待合環境の整備
デジタルサイネージの設置
・道の駅もっくる新城

実施項目４⑤⑥（~~２~~１）
バス停等の待合環境の整備
デジタルサイネージの設置
・本長篠バスターミナル
実施項目４⑤⑥（５）
駅舎内公共交通案内所等整備
デジタルサイネージの設置
・本長篠駅

実施項目１②（１）
新城市中心市街地における
路線延長及び効率化
実施項目４⑤⑥（~~４~~３）
バス停等の待合環境の整備
デジタルサイネージの活用
・亀姫通り
・新城まちなみ情報センター

②地域公共交通計画の目標に対する寄与

利便増進事業の実施により新城市地域公共交通計画及び北設楽郡地域公共交通計画に掲げる成果指標の達成にも寄与する。

【新城市地域公共交通計画】

利便増進実施計画の着実な実施を見据え、計画期間を令和１０年度まで延長したため、令和７年度の時点で令和８年度目標値を踏まえた本計画の達成状況を評価し、計画最終年度の目標値を設定する。

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

	現状（R3）		目標（R8）	目標（R10）
豊鉄バス田口新城線利用者数	39,618 人	➠	49,512 人	➠ 設定

※数値は、１０月～９月の合計値。

Ｓバス利用者数の維持

	現状（R3）		目標（R8）	目標（R10）
Ｓバス利用者数 （小中学生の通学を除く。）	87,158 人	➠	現状維持	➠ 設定

※現状（R3）数値は、令和２年１０月～令和３年９月の合計値。

【北設楽郡地域公共交通計画】

目標	評価指標	目標値
高校の卒業まで安心して通学できる	高校生自宅通学率	現状以上
郡外からの来訪者や新たな利用者の確保	田口新城線の定期外利用者数	現状以上

（１１）その他利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項

一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線等の編成の変更

・田口新城線の路線分別

現状では、本長篠から新城市民病院までの区間の利用者が少ないことから、本計画により運行ルートの変更（新城市中心市街地の循環ルート及び有海企業団地への乗入れ等）により利用者の増加を図ることとしているが、結果として路線全体の輸送量増加につながっていかない場合には、当該区間を切り離した上で地域間幹線として存続を図ることも検討する必要がある。

○利便増進事業

基本方針２ 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる	２－２ 公共交通主要拠点の整備

(12)	中心市街地における公共交通主要拠点としてＪＲ新城駅周辺区域を整備します	ＳＤＧｓ

施策目標
・新城地区の公共交通拠点としての機能強化

目標❸　ＪＲ飯田線駅利用者数の維持
目標❹　豊鉄バス田口新城線利用者数の維持
目標❺　Ｓバス利用者数の維持

【内容】
・亀姫通りにバス停の設置
（新城栄町・新城駅口バス停を移設）
・カラー舗装や看板等を用いた導線づくり
（亀姫通り⇔ＪＲ新城駅）
・待合環境の整備を検討（まちなみ情報センターの活用）
・亀姫通りに設置するバス停と新城駅、新城市民病院を結ぶ輸送方法の検討

【実施主体】
新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者

【評価指標】
ＪＲ飯田線駅利用者数

現状（R3）	目標（R8）
741,378 人	942,781 人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状（R3）	目標（R8）
39,618 人	49,512 人

Ｓバス利用者数

現状（R3）	目標（R8）
87,158 人	現状維持

【スケジュール】
・関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施

○利便増進事業

基本方針２ 大都市圏と地域をつなぐ公共交通をつくる	２－２ 公共交通主要拠点の整備

(13)	鳳来地区の公共交通主要拠点として本長篠バスターミナル周辺区域を整備します	ＳＤＧｓ

施策目標
・鳳来地区の公共交通拠点としての機能強化

目標❸　ＪＲ飯田線駅利用者数の維持
目標❹　豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持
目標❺　Ｓバス利用者数の維持

【内容】
・カラー舗装や看板等を用いた導線づくり
（ＪＲ本長篠駅⇔本長篠バスターミナル）
・待合環境の整備
・公共交通待合所の整備

【実施主体】
新城市地域公共交通会議、新城市、交通事業者

【評価指標】
ＪＲ飯田線駅利用者数

現状（R3）	目標（R8）
741,378 人	942,781 人

豊鉄バス田口新城線の利用者数の維持

現状（R3）	目標（R8）
39,618 人	49,512 人

Ｓバス利用者数

現状（R3）	目標（R8）
87,158 人	現状維持

【スケジュール】
・関係部署との調整を進め、実施目途がつき次第、計画的に順次実施

報告事項　田口新城線の最終便時間延長の検討について

【概要】

対象路線	田口新城線
報告内容	最終便の時間延長を検討している。限られたリソース（人員）で利便性向上を図り、今後も田口新城線を維持していくため「朝の運行を 1 便削減し（田口⇔新城富永）、夕方時間帯に 1 便を増便する（田口⇔新城富永）」案で今後の検討を進める方針。
背景	有教館高校に通う高校生の利便性向上のため、実施を検討するもの。
方針理由	朝の便は、目的地に間に合う便があればよいと考える。現状 2 本（5:55 発・ 6 :22 発）運行しているが、利用者減少が進む中、現状の利用状況によって 1 本に集約できる可能性がある。朝の目的地として、最優先は有教館高校、次に JR と接続することを前提に運行ダイヤを検討することとした。
検討の経緯	2025.3.13　第 79 回北設楽郡公共交通活性化協議会 2025.3　豊鉄バス打ち合わせ① 2025.4　公共交通利用促進ネットワーク　打ち合わせ① 2025.5　豊鉄バス打ち合わせ② 2025.5　公共交通利用促進ネットワーク　打ち合わせ②
実施予定日	令和 8 年 4 月 1 日（仮）

【現行ダイヤ】

下津具発	設楽町役場	田口	田峯	玖老勢	本長篠駅前	本長篠駅前	新城有教館高校	旧新城東高校	新城富永
		5:55	6:07	6:21	6:38	6:40	7:00	7:16	⇨
		6:22	6:34	6:48	7:05	7:07	7:27	7:43	⇨
6:26	・・・	6:59							
		7:04	7:16	7:30	7:47	7:51	8:11	8:25	8:26
8:08	8:38	8:44							
		9:16	9:28	9:42	9:59	10:01	10:21	10:37	⇨
10:26	10:56	11:02							
		11:07	11:19	11:33	11:50	11:52	12:12	12:26	12:27
12:44	13:14	13:20							
		13:25	13:37	13:51	14:08	14:10	14:30	14:44	14:45
	14:17	14:23	14:35	14:49	15:06	15:08	15:28	15:42	15:43
	15:17	15:23	15:35	15:49	16:06	16:08	16:28	16:42	16:43
15:18	15:48	15:54							
		16:33	16:45	16:59	17:16	17:18	17:38	17:54	⇨
	17:28	17:34	17:46	18:00	18:17	18:28	18:48	19:04	⇨

新城富永	新城有教館高校	旧新城東高校	本長篠駅前	本長篠駅前	玖老勢	田峯	田口	設楽町役場	下津具
	7:00	7:16	7:35	7:42	7:55	8:09	8:24	8:29	
	7:27	7:43	8:02	8:15	8:28	8:42	8:57		
							9:00	9:04	9:36
9:08	9:13	9:27	9:46	9:50	10:03	10:17	10:32	10:37	
	10:21	10:37	10:56	11:00	11:13	11:27	11:42		
							12:06	12:10	12:42
12:11	12:16	12:30	12:49	12:53	13:06	13:20	13:35	13:40	
13:11	13:16	13:30	13:49	13:53	14:06	14:20	14:35		
							14:40	14:44	15:16
15:21	15:26	15:40	15:59	16:03	16:16	16:30	16:45		
							16:48	16:52	17:24
16:33	16:38	16:52	17:11	17:18	17:31	17:45	18:00		
							18:05	・・・	18:38
	17:38	17:54	18:13	18:20	18:33	18:47	19:02		
	18:48	19:04	19:23	19:30	19:43	19:57	20:12		

【改正ダイヤ案】

5:55 と 6:22 を統合

田口発 6:10 で OK か？

40 分繰下げ

飯田線豊橋発 6:21　飯田線本長篠着 7:21

7:01　8:09

8:09 の飯田線から接続できない本長篠発を遅くできるか？

30 分繰下げ

18:49　19:47

飯田線本長篠発 6:57

19:22

下津具発	設楽町役場	田口	田峯	玖老勢	本長篠駅前	本長篠駅前	新城有教館高校	旧新城東高校	新城富永
		6:10	6:22	6:36	6:53	6:55	7:15	7:42	⇨①
		7:04	7:16	7:30	7:47	7:51	8:10	8:24	8:26
		9:06	9:18	9:32	9:49	9:51	10:10	10:26	⇨②
10:26	10:56	11:02							
		11:07	11:19	11:33	11:50	11:52	12:11	12:25	12:27
12:44	13:14	13:20							
		13:25	13:37	13:51	14:08	14:10	14:29	14:43	14:45
	14:15	14:21	14:33	14:47	15:04	15:06	15:25	15:39	⇨①
	15:17	15:23	15:35	15:49	16:06	16:08	16:27	16:41	16:43
15:18	15:48	15:54							
		16:33	16:45	16:59	17:16	17:18	17:37	17:53	⇨①
	17:28	17:34	17:46	18:00	18:17	18:19	18:38	18:52	18:54
		18:14	18:26	18:40	18:57	18:59	19:18	19:34	⇨①

新城富永	新城有教館高校	旧新城東高校	本長篠駅前	本長篠駅前	玖老勢	田峯	田口	設楽町役場	下津具
6:45	6:49	7:05	7:25	7:32	7:45	7:59	8:14		
							8:14	8:19	
①	7:15	7:30	7:50	8:15	8:16	8:30	8:45		
							9:47	9:51	10:23
	9:2	9:26	9:46	9:50	10:03	10:17	10:32		
							10:32	10:37	
②	10:10	10:26	10:46	10:50	11:03	11:17	11:32		
							12:06	12:10	12:42
12:11	12:15	12:29	12:49	12:53	13:06	13:20	13:35	13:40	
13:11	13:15	13:29	13:49	13:53	14:06	14:20	14:35		
							14:40	14:44	15:16
③	15:25	15:39	15:59	16:03	16:16	16:30	16:45		
							16:48	16:52	17:24
16:33	16:37	16:51	17:11	17:18	17:31	17:45	18:00		
							18:05	・・・	18:38
④	17:37	17:53	18:13	18:20	18:33	18:47	19:02		
⑤	19:18	19:34	19:54	19:58	20:11	20:25	20:40		

10 分早くなる

12 分早くなる

【改正ダイヤ案について補足】

・有教館高校の補講及び部活の朝練習開始時刻は 7 時 30 分からとしていることから、現行ダイヤ 6 時 22 分田口発を 12 分ほど早くし、「6 時 10 分田口発↓有教館高校 7 時 15 分着」のダイヤ案を検討中。
田口 5:55 初に乗車していた方のニーズも満たすことができる。

・有教館高校や新城・本長篠方面からの最終便を 30 分繰り下げることにより、遅い帰宅に対応できるようになる。豊橋発飯田線の田口行の最終連絡は 17:57 から 18:49 となり、豊橋での滞在時間の延長につながる。

・田口発の最終便を 40 分繰り下げ。

【乗降調査】

・日程　　：6 月 11/12　2 日間
・対象路線：田口新城線　5：55 田口発新城富永行き　6：22 田口発新城富永行き　2 便
・確認事項：①属性②乗降バス停③定期の有無
（※有教館高校生の場合　④部活・補講・その他　⑤理想の時間帯）

【乗降調査の結果】

・田口 5:55 発
設楽町内で 3 人、新城市内で 0 人乗車
目的地は　有教館高校 1 人、本長篠駅前で飯田線に乗換 1 人、新城市役所で作手線乗換 1 人

・田口 6:22 発
設楽町内 3 ～ 4 人、新城市内で 1 ～ 2 人乗車。
設楽町内からの目的地は　有教館高校
新城市内からは　有海企業団地、医院への通院利用あり

【改正ダイヤ案に対する乗換の検証】

・本長篠駅前 6:53 着　↓　飯田線 6:57 発　（バスは余裕時間があり実際は 5 分ほど早く到着）
・新城市役所 7:18 着　↓　中町 7:26 発　（新城市民病院でも乗換可能だが、座りたいので中町で乗り換えとのこと）

資料7

報告事項　利用促進の取り組み

〇設楽町での公共交通利用促進への取り組み

令和６年度 （実施済み）	内容
４月～12 月	設楽ダム見学ツアーの実施　計６回　参加者合計 45 人
12/18	ピアゴへ買い物にでかけよう①　　参加者　10 名
2/20	津具地区介護予防団体「津具ロコモの会」への公共交通案内会の実施 参加者　約 20 名
2/27	名倉地区おでかけイベント　　参加者　８名
3/28	中学生を対象としたバスイベント　　参加者　４名
令和７年度	内容
６月～12 月 （実施予定）	設楽ダム見学ツアーの実施
５月～６月 （実施中）	地区懇談会（各地区）での公共交通の周知
6/23.24.26 （予定）	ピアゴへ買い物にでかけよう②
７月 （まもなく実施）	広報したらに特集記事掲載
9/8 （予定）	名倉地区介護予防団体「キラキラサロン」への公共交通案内会（予定）

～ピアゴへ買い物にでかけてみよう！！～

路線バスに乗って おでかけして みませんか？？

開催予定日

6／23日（月）・24（火）・26（木）

6/23・24	6/26
8：08	10：26
（下津具発）	(下津具発)
10：32	12：21
（ピアゴ着）	（ピアゴ着）

往復 1,500円！！

3つの安心！！

どこのバス停から乗ってもOK！！

役場職員が同乗、質問にその場で対応！

いつもの仲間と一緒で安心！楽しい！

申し込み：申込書をサポーターへ提出【5月31日まで】

設楽町役場生活課　北口・関谷

お問い合わせは ☎0536-62-0522

当日スケジュール表

	6/23/24	6/26
下津具発	8：08	10：26
田口着	8：44	11：02
田口発	9：16	11：07
新城郵便局着	10：32	12：21
自由行動	約3時間	約3時間
新城郵便局発	13：25	15：35
田口着	14：35	16：45
田口発	14：40	16：48
下津具着	15：16	17：24

マナカを利用してみませんか？？

バス🚌の利用はマナカが便利！
～移動も支払いも、これ一枚！！～

🔰便利①
公共交通機関はもちろん、買い物でも使えるので、財布を持ち歩く必要が減り、非常に便利！！

🔰便利②
乗り換えや乗降の際に、カードをタッチするだけでスムーズに乗車できます！

豊鉄バス・田口新城線について

～はじめに～

近年、日本各地でバスの利用者数が減少し、運行維持が困難な状況が続いています。特に、運転手不足が深刻であり、全国のバス事業者の約9割が赤字経営に陥っているとの報告もあります 。そんな中、豊鉄バス・田口新城線の維持及び利便向上を図るため、改正したポイントがあります。

この機会に是非、バスに乗っておでかけしてみてはいかがでしょうか。

【改正ポイント①】

💰利用しやすい運賃体系になりました！！💰

200円！	400円！！	700円！！！
滝上まで	本長篠駅まで	新城富永まで
※旧運賃500円	※旧運賃990円	※旧運賃1,250円

●令和6年10月1日から、対キロ区間制運賃を改め、路線を4つのゾーンに分割し、ゾーンを跨ぐ毎に加算となる「ゾーン制運賃制」を導入しました。

この制度により、田口⇔新城間が片道最大700円、本長篠駅までだと400円と、これまでよりも安く乗車できるようになりました。

【改正ポイント②】

🐤ICカード（manaca）が利用できるようになりました！！🐤

バス🚌の利用はマナカが便利！
～移動も支払いも、これ一枚！！～

🔰便利①
公共交通機関はもちろん、買い物でも使えるので、財布を持ち歩く必要が減り、非常に便利です！！

🔰便利②
乗り換えや乗降の際に、カードをタッチするだけでスムーズに乗車できます！

【乗車時】

❶乗車口のＩＣカード読み取り部に、しっかりタッチしてください。

❷読み取りができたときは、「ピッ」という音がします。

読み取りができなかった場合は、再度、しっかりタッチしてください。

※整理券を取る必要はありません。

【降車時】

●降車するとき
降車口のＩＣ対応運賃箱の読み取り部に、しっかりタッチしてください。
ご利用区間の運賃を自動で精算します。

公共交通を使っておでかけしてみませんか

＼利用しやすい運賃体系になりました！！／

田口から滝上まで	田口から本長篠駅まで	田口から新城富永まで
(旧運賃500円)	(旧運賃990円)	(旧運賃1,250円)
▼	▼	▼
200円！	**400円！**	**700円！**

令和６年10月１日から、対キロ区間制運賃を改め、路線を４つのゾーンに分割し、ゾーンを跨ぐ毎に加算となる**「ゾーン運賃制」を導入**しました。

この制度により、田口⇔新城間が片道最大700円、本長篠駅までだと400円と、これまでよりもお得に乗車できるようになりました。

ＩＣカードが利用できるようになりました！！

田口新城線・津具線で利用できるほか、ＪＲ飯田線でも「三河一宮」から「本長篠」までの区間、交通系ＩＣカードが利用できるようになったので、**設楽町から豊橋市までＩＣカード１枚で移動できる**ようになりました。

豊鉄バス（新城営業所）、豊川駅、豊橋駅などでマナカを発行できます。

バスの利用はマナカが便利！～移動も支払いも、これ１枚！！～

便利❶
公共交通機関はもちろん、買い物でも使えるので、財布を持ち歩く必要が減り、非常に便利です！！

便利❷
乗り換えや乗降の際に、カードをタッチするだけでスムーズに乗車できます！

[乗車時]
❶乗車口のＩＣカード読み取り部に、**しっかりタッチ**してください。
❷読み取りができたときは、**「ピッ」**という音がします。読み取りができなかった場合は、再度、しっかりタッチしてください。
※整理券を取る必要はありません。

[降車時]
降車するとき、降車口のＩＣカード対応運賃箱の読み取り部に、**しっかりタッチ**してください。
ご利用区間の運賃を自動で精算します。

３月28日㈮、中学生を対象とした**春休みバスイベント**を実施しました。

田口バス停「豊鉄バス・田口新城線」と「ＪＲ飯田線」、「名鉄豊川線」を乗り継いでイオンモール豊川へ行きました。

高校進学を見据え、設楽町から豊川市方面への通学にバスが利用できるということをＰＲするため企画しました。

４名の学生さんが参加してくれることとなりました。

参加してくれた学生さんたちは友達とのおしゃべりを楽しみ、思い思いの時間を過ごしていました。

時刻表についてはＨＰをご覧ください。

問い合わせ先
生活課 ☎(62)0522

報告資料１

令和７年度「夏休み小学生５０円バス」　実施について

１　夏休み小学生５０円バスについて

（１）目的

○「夏休み小学生５０円バス」の実施により、小学生及びその保護者の路線バスの利用促進を図ることを通じて、東三河地域の地域公共交通の活性化を図ることを目的とする。

（２）実施計画

①　実施期間

令和７年７月１９日（土）～８月３１日（日）

②　適用範囲・適用条件

・路線バス

バス運行事業者	適用範囲・適用条件等
豊鉄バス	・高速バスを除く全線
名鉄バス	・蒲郡市内の全線

・コミュニティバス

実施主体	適用範囲	適用条件等
豊橋市	全ての路線に適用	なし（全ての小学生に適用）
豊川市	全ての路線に適用	・豊川市内のバスを乗りついでも運賃は片道５０円。 ・運賃は初めに乗ったバスから降りるときに支払い。 ・バスを乗り継ぐときは、バスを降りるときに運転手から乗り継ぎ券を受領。
蒲郡市	小学生の運賃は通常５０円	
新城市	全ての路線に適用	なし（全ての小学生に適用）
田原市	ぐるりんバスは小学生以下の乗車は無料	
おでかけ北設	全ての路線に適用	予約バスを除く ・東栄町の小中学生は、町内での町営バス乗車が無料で利用可能。 ・豊根村の小中学生は、村内での村営バスが無料で利用可能。

（３）運賃を変更する内容

対象路線のこども運賃を乗車区間にかかわらず１乗車 50 円とする。

ただし、この変更を適用した運賃の支払いは現金のみとし、障害者割引等その他の割引制度は適用しないものとする。

（４）周知

夏休み前に、町内各小学校に児童へのチラシ配布を依頼する。

（チラシは現在、東三河地域公共交通活性化協議会において作成中。）